

平成25年 第54回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成25年 9月5日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成25年 9月5日 午前9時開議

- 日程第1 第79号議案 神河町集落集会施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第80号議案 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更の件
- 日程第3 第81号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第82号議案 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第83号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第84号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第85号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 第86号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 第87号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 第88号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第89号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第90号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第91号議案 平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第92号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第93号議案 平成24年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 平成24年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 平成24年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 平成24年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 平成24年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 平成24年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第100号議案 平成24年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第 101号議案 平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 102号議案 平成24年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 103号議案 平成24年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 104号議案 平成24年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 105号議案 平成24年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第79号議案 神河町集落集会施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 2 第80号議案 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更の件
- 日程第 3 第81号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 第82号議案 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 第83号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 第84号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 第85号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 第86号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 第87号議案 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 第88号議案 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 第89号議案 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 第90号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 第91号議案 平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 第92号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第15 第93号議案 平成24年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 平成24年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 平成24年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 平成24年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 平成24年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 平成24年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件

件

第 100号議案 平成24年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 101号議案 平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第 102号議案 平成24年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第 103号議案 平成24年度神河町水道事業会計決算認定の件

第 104号議案 平成24年度神河町下水道事業会計決算認定の件

第 105号議案 平成24年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

出席議員（12名）

2番 立石富章	8番 藤森正晴
3番 高橋省平	9番 廣納良幸
4番 松山陽子	11番 藤原日順
5番 藤原裕和	12番 成田政敏
6番 宮永肇	13番 山下皓司
7番 赤松正道	14番 安部重助

欠席議員（1名）

1番 小林和男

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤田俊一 主査 ————— 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山名宗悟	建設課長 ————— 藤原龍馬
副町長 ————— 細岡重義	地籍課長 ————— 藤原靖彦
教育長 ————— 澤田博行	上下水道課長 ——— 坂本康弘
会計管理者兼会計課長 橋本三千也	健康福祉課長兼地域局長
総務課長 ————— 前田義人	————— 佐古正雄
総務課参事兼財政特命参事	病院事務長 ————— 細岡弘之
————— 太田俊幸	病院医事課長兼総務課長
情報センター所長 — 村岡悟	————— 浅田譲二

税務課長	—————	玉田	享	病院総務課副課長	—	藤原	秀明
住民生活課長	————	足立	和裕	教育課長	—————	谷口	勝則
地域振興課長	————	野村	浩平	教育課参事	—————	藤原	良喜
地域振興課参事	——	小林	一三	代表監査委員	————	井上	秀樹

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

きょうは久しぶりに朝から太陽がのぞき、少し落ちついたような気がします。昨日、一昨日と水防指令が発令され、対策と対応に細心の注意で臨んでいただきました。大変御苦労さまでございました。おかげで被害も最小限にとどまったように思わせていただきます。

また、本会議においては、大きな影響を受けまして、審議が予定より大幅におくれております。本日は時間延長覚悟でおくれを取り戻したく思いますので、質疑、答弁につきましては簡易明瞭に、要点のみにしていただきますよう特にお願いをしておきます。

なお、本日は平成24年度各会計歳入歳出決算の説明と監査委員による審査報告までを予定しておりますので、格段の御協力を重ねてお願いいたしまして挨拶といたします。

ここで、町長から昨日の水防活動報告をしていただきたいと思っておりますので、ここで許可いたします。

町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

昨日は午前10時25分より役場職員におきまして町内巡回を5班体制で実施をしながら、そして12時20分に水防指令2号発令をさせていただき、よって午後からの議会は延会ということにさせていただきました。それ以降、役場職員、そして消防団によります巡視活動、そして土のう積み等の作業に当たったわけでございます。17時30分、雨量が一定落ちついてきたということを受けまして水防指令2号を解除し、水防指令1号という状態で見守り態勢に入らせていただき、その後、河川の水位も、水防団待機水位は越えてはいるものの順調に水位が低下してきているということを受けまして、18時50分に水防指令1号を解除をさせていただき、連絡員のための待機という状況をつくらせていただきました。

水防活動につきましては先ほど申し上げたところでございますが、15時55分には5班体制で巡回をしておりましたけども、その巡回パトロールが終了し、そしてその間、グリーンエコー、また福本地内のほうに土のうを運搬したという状況でございます。

きのうにおきましては、新たな床下浸水としましては2件発生をしております。そのほかの被害ということではありますが、新たに発生したもので申し上げますと、粟賀ゴルフ場におきましてコース内に一部土砂が流出したという状況でございます。雨量につきましては、昨日午前9時から12時にかけて非常に雨足が強くなりまして、雨雲の予想も見ておりますと、さらに夕方17時まで非常に強い雨が予測がされましたので非

常に心配もしておりました。結果としまして、12時以降、予想していたほど雨足は強くならなかったというところをごさいますて、最大の60分雨量で申し上げますと、新田区の9時20分から10時20分の間での43ミリ、根宇野での10時半から11時半での31ミリ、そのほか、ほぼ時間帯は同じであります。貝野観測地点での26ミリ、役場24ミリ、宮野22ミリ、川上17ミリ、上小田17ミリ、そして猪篠は午前9時から10時の間で13ミリといった状況でございます。

降り始めから降り終わりの延べ雨量ということで、9月2日から4日の3日間ということではございませんが、昨日も少し報告しましたけども、それ以降降りましたのも合わせまして、一番降ったのが新田における延べ雨量593ミリといった大変な雨量となったところでございます。根宇野におきましても440ミリという雨量を記録をしております。河川の水位につきましては、全ての水位計設置箇所において水防団待機水位は越えておりましたが、氾濫注意水位には至らなかったという状況でございます。

そのほか避難者としましては、自主避難を為信区1世帯1名ということで、そのほか大畑区が避難所の開設をさせていただいたという状況でございます。

消防団の出動人員につきましては、本部7名、そして32分団165名の延べ172名の出動をいただき、対応させていただいたところであります。

改めまして、水防指令に伴っての水防活動に従事していただきました全ての皆様方に心より感謝を申し上げたいと思います。そのほか9月2日からの災害対応につきまして、現在も建設課中心に各区の区長さんの報告を受けながら被害状況把握に努めているところでございますが、一日も早い状況把握と、そして復旧に向けての作業に当たっていきなりたいと思いますので、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。

午前9時07分開議

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第54回神河町議会定例会第3日目の会議を開会いたします。

ここで、欠席届が出ておりますので、御報告いたします。小林和男議員、お母さんが亡くなられたという報告を受けておりますので、欠席されます。また、廣納議員につきましては、午後から所用のため欠席と聞いております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告第10号についての追加説明が教育課長のほうからあるそうでございますので、説明をしていただきますようお願いいたします。

教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。昨日の報告10号の中で藤原日順議員さんから御質問いただいております、中学校において授業がわかりやすいと答

えている生徒が約50%という調査結果が出ているということの中で、各学年ごとの率はどうかという御質問でございますけども、これは小学生、中学生、また保護者に教育委員会として独自のアンケートを実施させていただいたもののうちの一つでございます。保護者に対して、あなたの子どもは授業がわかりやすいと言っていますかというふうなアンケートの中で保護者に答えていただいたものでございます。そういった中で、1年生におきましては授業がわかりやすいと答えた率は58.8%、2年生が41.6%、それから3年生が46.2%という結果でございます。トータルで49.3%ということでございます、約50%ということでございます。

それで、逆に言えば、反対の数字として、その逆は全部わかりにくいのかといえ、そういうことではございません。教科によって違うとかいうふうなこともございまして、具体的に申しますと、わかりにくいと答えた結果は1年生におきましては9.7%、2年生におきましては11.9%、3年生におきましては11.4%、トータルで10.9%の保護者がわかりにくいというふうに、あなたの子どもは授業がわかりやすいと言っていますかというふうな問いに対して答えていただいております。しかし、これがわかりにくいから最終的に理解できなくなったかということではございませんので、理解できたか、最終的に授業がわかったかということとわかりにくいということとは別問題ということでございます。以上の結果です。

○議長（安部 重助君） 報告、追加説明を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に戻ります。

日程第1 第79号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第79号議案、神河町集落集会施設設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は神河町集落集会施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます、区からの要望により集落集会施設の名称を変更するものでございます。

平成7年度に設置しました貝野営農センター及び平成18年度に設置しました野村女性・若者等活動促進施設につきまして、現名称は設置時の補助事業の名称を活用しており、それぞれの区から親しみのある名称に変更したいとの要望がありましたので、調整の結果、それぞれの施設の名称を貝野公民館と野村集会所に改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。これ、条例との絡みでお尋ねするんですが、公民館設置条例というのがあります。片や集落集会施設設置条例というのがありません。公民館という冠称をつける場合に、これは町が丸抱えで運営していくということになってますね。現在公民館という公式に認めた名称の施設は中央公民館と神崎公民館、この2つしかないわけなんです。

この集会所施設条例を見てみますと、これは従来、県や国のいろいろ補助メニューをつけた施設いうんですかね、ふれあい何々とか女性活動何々とかいうふうなものでこの一覧表を見てもろたとおりなんです。従来、この集会所施設は公民館という冠称では呼んでないということなんです。公民館というのは一般的には地域の便宜語になってまして、非常にわかりやすいことはわかりやすい。しかし、公民館設置条例と集会所施設設置条例、2つがありますから、これの整合性だけは保つ必要があるんじゃないか。だから、今回公民館という冠称にするのが私はええとか悪いとか言うとなしに、町長説明によると地元の要望であったと、こういうことですから、それは無視はできんと思いますが、条例で定められている以上、そこはしっかりと説明が要るんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。公民館という冠称を将来残すとするならば、これはちょっと運用上、中身はそういうことで区分できたとしても誤解が生じないかという懸念があるんで、改めてお尋ねをいたしました。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。立石議員さんの御意見の懸念は必ずしもないとは言い切れないというふうに思っております。集会所の呼称が何々公民館ということであって、公民館設置条例の公民館とはおのずと違うんですよということ、条例上でいいますと今お話しをいただいたとおりでして、公民館設置条例に載ってるものと集会所設置条例に載ってるものということで明確に色分けはしておりますけれども、耳ざわりとしては同じ公民館という名称になるので紛らわしいということはあるんですが、今回は提案させていただいたとおりでして、各区の区長様から少し要望がありまして、関係法令等々確認しますと名称を変えてもいいということでしたので変えさせていただいたということですので、御質問の部分につきましては注意を払っておきたいと思いますが、今回の改正はこれでお認めいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 立石です。それで別に結構なんです。しかし、条例の用語の使い分けと、それと公民館と集会所の施設は目的と町が関与するあれ、おのずと限界があるわけですから、補助金にしたって。そういうことからちょっと気になったものですから申し上げたんですが、確かに私申し上げましたように、地域においては公民館というのはもう便利語というような、便宜語というんか、そういうことで通るわけですね。

だから、例えば私とこの地域でしたら南小田農村環境改善センターという長ったらしい名前がついとんですが、ふだん使うてるのは南小田の公民館寄ってくださいみたいな話で通じるわけですね。だから地元の要望によっては、これは申請したら結構ですよというふうに適用してもらえるんだったら今後そういうことで対応していただきたいなど、こういうふうに思うわけです。

ほとんど国県の補助を受けて、やむなくこういう名称がつけられとるわけですね。それが一定の年限が過ぎると、これは地区の施設ということで名前を変更しようという縛りは解けると思うんですね。そういうことも視野に入れながら今後集会所施設の名称については柔軟に逆に対応してほしいという要望を含めたお尋ねでしたので、そのとこよろしくをお願いします。

もう一度見解だけ、私が言いましたことに対してをお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。お話のとおりだと思っております。補助メニューということで設置時には事業主体がどちらであるかとか、どういう名称の補助を使ったかということで設管条例をつくらなければならないという経緯の中でつくってきたものでありまして、確認後、もう変えてもいいということがわかりましたら地域の要望に応じて柔軟に対応していくという方針で今回も変えておりますので、以降につきましても柔軟な対応と、それから設置時には設置時のルールに基づいてやりますが、後には柔軟に対応していくという姿勢でいきたいと思っております。以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。

討論を終結し、第79号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第79号議案は、可決することに決定しました。

日程第2 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第80号議案、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更の件でございます。

兵庫県市町交通災害共済組合は、県下の8市12町で組織され、交通事故による災害を受けた住民またはその遺族に対し、交通災害見舞金等を支払うことを事業とする共済組合です。

昨年12月に構成団体である養父市から同組合管理者へ共済組合脱退届が提出されました。組合管理者は再三留意に努められましたが、脱退の意思は変わらなかったことから、養父市の意思を尊重する判断をされるに至りました。このことにより、同組合の規約の一部を改正する必要性が生じたものであります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項に、構成団体の数の増減または規約変更について、構成団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとされ、同法第290条には、構成団体の協議については構成団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。具体的には、同組合が構成市町から議決書を受領し、それをもって県へ規約改正申請を行うこととなります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは詳細説明をさせていただきます。

まず、交通災害共済組合からの報告書に記載されました養父市脱退理由について報告をいたします。

養父市におかれまして、平成17年度に事務評価委員会で、民間保険会社の保障も充実しており、行政サービスとして実施する必要が薄いとの評価がされました。これに対しまして養父市は、民間保険に加入困難な低所得者層が多く加入していること、手続が簡単で高齢者家庭でも利用しやすいこと、市の加入率62%と高く、脱会により同組合構成市町に影響が大きいなど評価の見直しを訴えてこられました。平成20年度には再度廃止の提言があり、22年度に議論は尽くされたとして再評価対象から除外され、市として脱会の決断をされたということでございます。

参考としまして、平成24年度の構成市町の県下8市12町の加入率等を申し上げます。加入率は全体が24.1%、我が町は41.0%で、朝来市、新温泉町

に次ぐ組合内3位でございます。掛金は1人500円で、町の加入者は約4,900人
でございます。共済見舞金支給は、1等級、死亡80万円を最高に10等級までござい
まして、治療日数、入院日数等で区分をされております。ちなみに24年度の町の支給
件数が13件、支給額が約130万円で、支給額を掛金で割った還元率は55%となっ
ております。これは全体の還元率は44%という状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第80号議案を採
決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第80号議案は、原案のとおり
可決しました。

日程第3 第81号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第81号議案、平成25年度神河町一般会計補正予
算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は平成25年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算
（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、第2表の地方債の補正。次に、地方特例交付金、普通交付税、前
年度繰越金、臨時財政対策債の確定による増減。次に、人件費の臨時特例の給与減額措
置による減額。次に、財政調整基金、公共施設維持管理基金の積み立て。次に、岩屋の
小水力発電概略設計業務委託料。次に、新野区水車に発電機を設置するための補助金。
次に、諸費で過年度医療助成補助金等の返納金。次に、各種統計調査の委託費内示によ
る増減。次に、南小田小学校跡の小規模作業所整備事業の県補助を受けての補助金。次
に、軽度難聴児への補聴器購入費助成事業の開始による増額。次に、保育士等处遇改善
臨時特例事業の県補助を受けての増額。次に、麦の生産拡大のための土壌改良剤と集落
営農組織の法人化に要する経費の県補助を受けた補助金。次に、川上農地陥落への土地

改良事業補助金。次に、神崎フード容器洗浄乾燥機の改修工事による増額。次に、水車公園冷蔵庫修繕工事による増額。次に、地籍調査費の測量業務委託料の減額と山林調査用自動車購入費や現地調査資材購入費等の増額。次に、中村の県民緑税、住民参画型森林整備事業採択による増額。次に、観光立国日本に向けた兵庫県観光プロモーション団に参画していますが、その行き先と参加人数の変更による出張旅費の増額。次に、砥峰高原が再度のドラマロケ地候補となり、それに乗じた観光PR費用の増額。次に、町道鍛治市川線舗装、町道依成岸野線測量登記等、急を要する道路・河川事業の増額。次に、学校給食費の貯油タンクの修理費と汁食缶等の購入費の増額。次に、公債費の借入額と利率の確定による減額。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,476万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,968万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして総務課財政特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。

それでは、まず5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の額が決まりましたので、163万7,000円を減額し、限度額を4億1,336万3,000円とします。この臨時財政対策債は地方交付税の国の財源不足分を地方に債務を起こさせ、その元利償還金額を後年度の交付税に算入するものであります。これらによりまして、平成25年度地方債の限度額総額は6億4,936万3,000円となります。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

9ページ、歳入をお願いいたします。地方特例交付金で、減収補填特例交付金の住宅借入金等特別控除減収分が確定しまして、63万8,000円の増額でございます。普通交付税も額が確定しまして、7,430万円増額の27億730万円となりました。

国庫支出金で児童手当交付金263万1,000円の増額は、過年度の確定による追加交付でございます。

県支出金では、児童手当県負担金23万4,000円の増額、過年度分の確定による追加交付でございます。

総務費県補助金の小水力等農村地域資源活用推進事業補助金500万円は、小水力発電概略設計事業に係る補助金でございます。

民生費補助金、社会福祉費補助金の軽・中度難聴児補聴器購入等助成事業補助金10万円は、新規事業の補助金でございます。

老人福祉費補助金の地域介護拠点整備費補助金は、南小田小学校跡地に建設予定の小規模多機能施設に係る補助金で、3,240万円でございます。

医療費助成費、補助金157万4,000円は、過年度分の各医療費助成の精算による追加交付でございます。

10ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金390万円は、平成25年度の創設事業の交付金でございます。

農林業費県補助金で中山間地域等直接支払い推進交付金から農業者戸別所得補償制度推進事業補助金までは、交付額の内示によるそれぞれの増額でございます。

地産地消学校給食推進事業補助金15万円は、下の4目農林業県委託金の30万円がなくなり、2分の1の補助金となったものであります。

大豆・麦等生産体制確立推進事業補助金310万円は、麦の生産拡大のための資材購入経費を助成する事業の補助金でございます。

林業費補助金の住民参画型森林整備事業補助金250万円は、県民緑税の活用事業の中村地区採択に係る補助金でございます。

水産業費補助金の豊かな海創生支援推進交付金8万円は、町内の3漁協の水産多面的機能発揮対策事業の取り組みに対する補助で、新規事業でございます。

総務費県委託金、統計調査委託金11万9,000円の増額は、交付額内示によるそれぞれの増額でございます。

繰入金の財政調整基金繰入金1,309万7,000円の増額は、当初予算で財源不足を基金から繰入金を充てていましたが、今回補正の財源で戻して、繰入額をゼロとするものでございます。

繰越金、前年度繰越金で1億5,345万5,000円増額でございます。

11ページ、雑入で、砥峰バスチケット売上金90万円は、砥峰臨時直行バスチケットの売上金でございます。

文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業返済金は、古文書整理をしている神河町文化財活性化実行委員会に補助をし、国庫補助が実行委員会に入ればその額を返済してもらっていますが、その額が内定し、179万7,000円の減額となりましたので、雑入の受け入れも減額しています。

町債の臨時財政対策債につきましては、第2表で説明したとおりでございます。

12ページ、歳出でございます。人件費につきましては、7月から実施しました臨時特例給与減額措置等により各科目で減額がございしますが、以降の個々の説明は省略させていただきます。一般会計では、給料は3級から6級までの職員は5.63%、1級、2級の職員は3.46%の減額によりまして2,057万8,000円の減額、共済費は406万5,000円の減額でございます。

議会費の修繕料では、本会議場の放送設備修繕料で25万2,000円の増額で、委託料は、会議録作成業務がおくれぎみのため9月、12月の本会議議事録について委託

することとし、76万9,000円の増額でございます。

一般管理費の委託料62万円は、給与システム運用維持委託料でございます。

財産管理費の財政調整基金積立金は1億9,733万5,000円で、公共施設維持管理基金積立金は1,740万円でございます。

企画費、委託料の小水力発電概略設計業務委託料は、岩屋の水力発電所跡が再度整備できるものかどうかを調査する委託で、100%補助を受けて500万円を計上しております。負担金補助金及び交付金の小水力発電電気施設等整備補助金50万円は、新野区の水車2基に発電機を取りつけるのと米つき水車の軸修理の200万円事業に対する50万円の補助でございます。

13ページ、諸費は、過年度医療助成補助金返納老人医療費分から過年度障害者自立支援給付費等県負担金返還金までの平成24年度の国県補助金精算による返納金で、355万4,000円の増額でございます。

14ページ、工業統計調査費、経済センサス統計調査費、統計調査員確保対策費、住宅土地統計調査費、商業統計調査費は、委託費内示に伴うそれぞれの費用の見直しに係る補正でございます。

住生活総合調査費4万5,000円及び農林業センサス調査費4,000円は、今回補正で新規に計上するものであります。

15ページ、社会福祉総務費の繰出金で国民健康保険事業特別会計繰出金30万4,000円と介護保険事業特別会計繰出金47万3,000円の減額は、人件費の減額に伴う繰出金の減額でございます。

老人福祉費の地域介護拠点整備事業整備費補助金の3,240万円は、南小田小学校跡の小規模多機能施設の建設事業者に対する補助金でございます。

心身障害者福祉費の補聴器購入費は、18歳までの身体障害者手帳対象外の軽度難聴児の補聴器購入費を助成するもので、本人負担は3分の1で、10月1日から施行します。

7目後期高齢者医療費の繰出金25万2,000円の減額は、人件費の減額によるものでございます。

児童福祉総務費の報酬24万円と、1つ飛んで旅費6万円は、子ども・子育て支援法に基づき神河町子ども・子育て会議を設置するに当たり、委員の報酬と費用弁償を計上しております。戻りまして、報償費の相談員謝礼の12万円減額は、縁結び事業相談員の人数と謝礼単価の変更によります。需用費32万6,000円、役務費2万7,000円につきましても縁結び事業の事務費の増額でございます。

保育所費の保育士等処遇改善臨時特例事業390万円は、保育士の処遇改善のため、従前からの民間施設給与改善費の事業加算率にさらに加算し、町経由で交付するものでございます。

16ページ、衛生費、ごみ処理費の環境対策除草事業委託料30万円の増額は、市場

橋南の左岸河川敷で以前、瓦、瓦れき等の埋立地として利用し、現在フェンスをして災害時の工事残土の仮置き場として利用していますが、藤つるや竹やぶが生い茂っています。早急に対処するように要望もあり、補正計上いたします。

農業費、3目農業振興費の報償費、需用費、役務費、17ページの委託料、使用料及び賃借料の増減は、地産地消学校給食推進事業の制度が変更になり、補助額も減ったため、事業内容を変更したものであります。19節の神河町地域農業再生協議会補助金は、麦の生産拡大のためのpHが低い圃場に対して規定量以上に土壤改良剤を使用した場合に掛け増しし、資材購入費用を助成する310万円と、集落営農組織の法人化に要する事務経費40万円で、協議会を通して補助するもので、計350万円の増額でございます。

農地費の土地改良事業補助金100万円増額は、平成25年7月に集中豪雨で川上農地が陥落したものに50%の補助をするものでございます。

農業施設管理費の神河町フードセンター施設改修工事費は、容器洗浄乾燥機が耐用年数を過ぎ、部品を交換しながら使用していましたが、食品衛生上、緊急に改修する必要が生じたため900万円を計上しました。体験実習館プレハブ冷蔵庫修繕工事は、水車公園冷蔵庫の室内機、室外機を新しく取りかえる維持修繕工事費で71万7,000円でございます。

地籍調査費の需用費は現地調査資材等の不足のため114万1,000円の増額で、役務費の郵便料は相続調査等の件数がふえたため20万円の増額、傷害保険料は契約期間が1カ月短くなったため1万9,000円の減額でございます。委託料は、測量等委託業務の入札が6件全て完了したことにより入札差額431万9,000円を減額しております。備品購入費は、今後の山地調査に備えジムニーを2台購入するもので、279万3,000円の増額で、管理費用を役務費と公課費に計上しています。なお、地籍調査費の財源は人件費以外では国が50%、県が25%で、残りも交付税算入があり、実質の持ち出しは5%程度とされています。

林業振興費の需用費7万5,000円増額は、県民緑税の住民参画型森林整備事業で中村地区が採択になり、その事務費で、その補助金が242万5,000円でございます。

19ページ、水産業振興費では、町内3漁協の水産多面的機能発揮対策に対する事務費で、旅費1万円、需用費5万1,000円、使用料及び賃借料2万円を計上しています。

商工振興費の賃金は、観光協会応援と桜のオーナー調査整理事務のため85万円の増額でございます。備品購入費では、ヨーデルの森厨房機とモンテ・ローザ冷蔵庫等の入札減による86万1,000円の減額でございます。旅費は、兵庫県観光プロモーション団による出張派遣費で、当初中国へ4名の予算を組んでいましたが、友好50周年ということで、アメリカ、ワシントン州に変更になったため、参加者2名として出張しま

したが、その後に不足が生じるため27万3,000円の増額補正でございます。この件につきましては後ほど担当課長がさらに詳しく説明します。需用費74万円、役務費50万円の増額につきましては、まだ公表はできませんが、砥峰が再度ドラマロケの予定地となり、それを活用した観光PR関連の費用で、消耗品は垂れ幕、看板等作成、食料費はロケ弁代、印刷製本費はロケ地マップやポスターの印刷代、広告費は新聞広告代でございます。自動車借り上げ料の90万円増額につきましては、砥峰直通バスを増便することによるものでございます。工事請負費は、昨年整備しました砥峰高原駐車場は補助の範囲で簡易なものでしたので、のり面が崩れかけています。西側を保護するための植栽工事費62万円を計上しました。

19ページ、土木費、道路橋梁維持費の工事請負費は、町道鍛治市川左岸線で未舗装部分のでこぼかが多く走行しにくく、粉じんが舞い上がり早急な舗装の必要があり整備するもので、1,000万円の増額でございます。

道路新設改良費の委託料は、町道依成岸野線の法線の変更によって測量及び土地の登記事務が必要となりましたので、150万円の増額でございます。公有財産購入費ですが、町道上岩高垣線で地籍調査によって道路の境界が民地に食い込んでいることが判明したため、その分を追加買収するものであります。

河川費では、奥猪篠谷川の改修工事で、民地を借用して工事する予定でしたが、所有者が死亡されましたので、土地所有を事前にするための登記委託料10万円と用地購入費14万9,000円の増額でございます。

20ページは人件費で、21ページをお願いします。学校給食費の修繕費は、ボイラー室内にある貯油タンクの温度管理をする調節弁が経年劣化によって温度調節ができないため交換修理するもので、20万8,000円の増額でございます。備品購入費は、汁食缶に傷やさびがあるなど不衛生なもの5缶と県体育保健課の衛生検査での指摘対策で、ざる置き台を3台購入するため、20万6,000円の増額でございます。

公債費の残金は、平成24年度借入額の確定により56万5,000円の減額で、利子は借入額と利率の確定により666万7,000円の減額でございます。

22ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（安部 重助君） ここで、さらに追加説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。まず、議会で旅費の補正予算を御承認いただく前に職員2人をアメリカに派遣いたしましたこととおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

この観光プロモーションは、井戸知事が会長であります公益社団法人ひょうごツーリズム協会が主催したものでありまして、8月16日から22日までの7日間、県の観光プロモーション団の一員としてアメリカのワシントン州へ商工観光係の職員2人を派遣

したものであります。

派遣費用は当初予算の中で対応できないかと考えていましたが、大河ドラマ黒田官兵衛のロケが決まったこともありまして、観光広報活動を縮小するよりも拡大して、大河内高原を中心とした神河町を全国に売り込む機会が訪れましたので、秋以降の大河内高原整備費の観光広報に係る予想される旅費の不足分27万3,000円を補正させていただきたくお願い申し上げます。

本来は補正予算を御承認いただいた後に出張させるべきところでしたが、6月議会での補正に間に合わずに8月に行かせましたこと、またこの場で旅費の事後承認をお願いしますこと、大変申しわけなく、おわび申し上げます。

また、8月6日、7日の民生産業常任委員会では口頭で補正予算の御説明を申し上げましたが、8月16日から行くという説明が抜けておりましたこと、あわせて大変申しわけありませんでした。

このツーリズム協会の海外プロモーションは本来は中国を予定しておりまして、神河町としましても参加する予定で、1人当たり10万円の4人分、計40万円を当初予算で計上しておりました。しかし、御承知のように、尖閣諸島に関しまして我が国と中国との関係が非常に悪化しております。兵庫県とツーリズム協会との協議の中で、兵庫県とアメリカのワシントン州との友好提携50周年事業として県民交流団を派遣することになりまして、観光プロモーションの行き先をワシントン州に変更されたものであります。

協会の大西専務理事と県の観光交流課から、神河町が前回の中国プロモーションを欠席した関係もありまして、ぜひ今回は参加してほしいとの要請がありまして、町長も交えて検討しました結果、1人当たりの旅費は33万6,130円で、2人参加しますと67万2,260円と予算をオーバーしてしまいますが、今後の観光施策の遂行のことを考えますと、若い職員にも協会や県、他市町や団体とのつながりを持たせるほうがよい。アメリカからの集客にも取り組むと同時に見聞を広げることが大事であるとなりまして、2人を参加させたものであります。その結果、この2人につきましては、ワシントン州での広報活動のほかに派遣団との皆さんとの交流を深めてくれまして、今後県や他の市町やツーリズム協会との関係は一層強化されたものと思っております。

また、作家の村上春樹氏がことしもノーベル文学賞の有力候補と言われております。受賞されますと、大河原高原は代表作の「ノルウェイの森」のロケ地として今以上の集客効果が出てくると期待しております。派遣した2人の話では、海外では村上春樹の名前は日本以上に有名であったとの話でした。

ひょうごツーリズム協会では、神河弁当を「あいたい兵庫特別版」へ掲載していただき、大河内高原でのマスコミツアーも実施いただき、早速大阪の旅行業者2社から秋にバスツアーを16回と7回組んで募集するとの話をいただいております。また、兵庫県とは東京や大阪のキャンペーンの合同実施等、本町とは非常に懇意にいただいております。

ります。今後100万人の交流人口の実現に向けて今以上に観光施策に取り組んでいきたいと考えております。

今回の補正予算につきましては予算執行の手續に問題がありましたことを反省し、おわび申し上げます。何とぞ補正予算を御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上で提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑、特にございませんか。赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 先ほど18ページの旅費のことでいろいろと言いわげがましい話があったんですけれども、これ去年の中国の関係についても住民批判があり、その報告も住民にされておられません。そういうような中で、ただ県が、県の外郭団体が招聘したからというふうな安易な対応、もう一つは、いろいろとコンプライアンスといえますか、法令遵守、町の職員であればこういうふうな予算執行、予算計上、これらに係る手續上の話があるにもかかわらず、当然、中国行きが途中で変更になったという、これは国政、外国の関係も含めてあれば、その時点で常に、常任委員会の中で当初計画した事業で変更があれば報告してくださいというふうなことが常に言われておったと思えますけれども、6月定例の前にそういうふうな状況がわかれば当然5月の段階の常任委員会で報告すべきでありますし、議長にもそういうふうなことを、こういうふうな事情で当初計画したものが執行できなくなったというふうなことで、そういうふうな流れの報告をすべきであるにもかかわらず、去年のケツじまいが十分なされんままに再度またこういうふうなミスというか、管理責任が問われるような内容ではないかと思えます。

金額にすれば、それは70億からの予算の中の20何万3,000円というふうなことですけれども、安易な考え方いうんですかね、ミスがあるんではないかいうふうに住民サイドとしては思いますんで、このあたり、昨年行かれた、中国へ行かれた内容の町益ですね。町がどれぐらいの利益があったんや、こういうふうな反省も住民に知らせるべきではないか。当然国内の話もありますけれども、話の中にありました職員研修いうんは職員研修費の中で対応すべきで、この事業費の中で研修の意味があるからというふうなことで理由づけされるんもちょっといかなものかないうふうに感じますんで、このあたり、なぜそういうふうな安易な流用いうんですか。40万の予算があるから行き先変更するんやいうのは目的が全然違うように感じておりますんで、このあたり、去年の事業の手續、また今後の、もう既に執行されてるんですから、今後の住民対応について御説明いただきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。この観光プロモーションにつきましては、ことしはワシントン州、去年は実は上海であったんですが、上海でのいろんな問題等もありまして、兵庫県では実施されてプロモーション団は行ったん

ですが、神河町は派遣を見合わせております。一昨年は広州へ参りまして、神河町の広報に努めてまいったというところでございます。

その結果としまして、どういう効果があるかというところでございますが、広州へプロモーション行った後に中国の方が大河内高原へ来られたと思いますが、その模様がインターネットのユーチューブの中で非常にきれいなところだということで中国語で流されておるといのは確認しております。あと中国からの研修生、留学生の方が一度その後バスで高原へ来られたという実績はあるんですが、具体的に中国からのお客さんがどれだけふえたという実績は残念ながらありません。今回のアメリカにつきましても、アメリカから何人お越しいただけるかと言われてましたら非常に難しいところがあることは事実でございますが、兵庫県に神河町があるというところをアメリカの方々にも宣伝できたということは効果としては、実際の効果としては少ないかもしれませんが、国際交流の一翼を担ったかなとは思っております。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。民生産業常任委員会の8月6日、8月7日の常任委員会におきまして、この中国からアメリカ行きということの変更を説明させていただきましたが、今、野村課長が言いましたように、行く日程の日を説明していなかったということで、本当に申しわけなかったというように思っております。また、8月19日の総務文教常任委員会におきましても、このことにつきまして審議いただきました。そういう中で、委員会では、広く見聞を広めるということはいいことであるけども、この手続がおかしいのではないかと。もっときちっとそういうような手続をして、そして行くなら専決とか、そういうことの了解も得てすべきでないかという御指摘をいただきました。本当にそのとおりだというように思っております。この点につきましては本当におわび申し上げたいというように思います。

それと、どういうような成果があったかということでございますが、そういう中では、目には見えませんが、県の人たちと、また他市町の人たちとの交流、そして神河町を、合併して名前が余り知られておりませんが、その名前を売るといようなことにつきましては効果があったというようには思っております。また、その報告につきましてはそれぞれの何かにあったときにそれぞれアメリカへ行った報告をしてもらおうというようには考えておりますが、実際にどのように効果があったかということにつきましてはまだ目に見えていない状況でございます。100万人を目標に置いておりますが、昨年70万7,000人ということで、観光客がふえているということは事実でございますので、そういう中で、今後につきましてはお金を落としてもらおうというようにすることも考えながら進めていきたいというように思います。今回、手続がおかしいことにつきましては、本当におわびいたしたいと思っております。

○議長（安部 重助君） まだちょっと回答が抜けておるように思うんですけども、今、

副町長のほうからも言われましたけれども、安易なミスでの補正という、そこら辺の責任をどういうふうにとられるのか。それから研修費の取り扱いについて、職員研修にはこういう費用を使っていいんかどうか、またその目的がよかったのかどうかということもお願いしたいと、それから今後の住民対応、住民にはどういうふうな説明をしていくんだというようなことも質問があったように思うんですけど、その辺のところを再度説明願います。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際に観光係との、振興課との協議の中では、予算がない、この分について増額になるということございまして、その時点では予算の中での範囲でいけるということで、1人ふやして見聞を広めるほうが良いという判断で行かすことになりました。その許可した段階では、予算の中での範囲で動かすということでございます。

また、研修ということではなくて、やはり商工観光を広めるということでこの事業の科目で旅費として行かすということの位置づけをいたしました。順番に研修に行かすというようなことでしたら総務の研修費ということになりますけども、事業を展開するという意味での出張でございますので、この商工観光のほうでの費用ということで行かせております。実際に協議した中では十分にその予算の中でいけるということで許可をしましたが、実際に、今も申しましたように、今後、黒田官兵衛の関係とか、そういうことがロケ地として入りましたので、今後において予算が不足すると、旅費が不足するということが補正をさせていただくということになりました。そういう中で、やはり1名ふやしたということが原因でありますので、十分にそれを議会のほうに協議していなかったということが本当に手続上まずかったということでおわびを申し上げているところでございます。

○議長（安部 重助君） 今後の住民にはどういうふうな説明、今の説明でええんかどうかいことなんですけども、再度、赤松議員、質問ございますか。

どうぞ。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。議会サイドからいけば、節の流用いうんは別にとやかく言う問題ではないんですけども、例えばその節の積み上げがあって、目まで議会で審議するいうふうな中で、それぞれの目の中で事業配分されてるわけです。その中で、例えば中国行きがアメリカになったいうふうな内容で、当初段階で1名、中国に行きますいうふうな説明がされとるとしたら、やはりその事業がなくなったらなくなった時点でその40万は凍結すべきでないかな。もしくは減額してゼロにすべき。そして新しくアメリカ行きの予算計上をすべきでないかというふうな、その手続上の管理者がどういうふうに予算執行を考えて許可なり、また効果についても紀行伺ですね。職員が出張するのに外国へ行ったらあかんとは言いませんけれども、こんな小さな町で職員が外国へ行くいうふうな、何か安易に行くことについて管理者がどういうふう

解されてるんかない、そのあたりもなかなか住民サイドとして理解ができないわけで、かなり特例やと思うんですね。それが管理者の中でどういうふうに認識されとんかな。

そして町益、そのことによって町がどれだけの利益があるんや。ただ、ロケ地の関係を強調されてますけれども、別に外国行かんでもロケ地はロケ地として、県内でいいところがあれば監督さんなりディレクターが調査して対応されるものと私どもは理解してるんで、中国とかアメリカへ行ってPRすることによって神河のロケ地としてのアピールができるんやいうふうなことがつながらないと思うんですね。ですから、何遍も繰り返しになりますけれども、要は、外国へ行かなかったら神河町の100万人の交流人口が達成できひんのやいうんとは関係ないん違うかな、このあたりを十分住民に理解できるような説明がなされてないいうふうに私は思ってます。

それから、繰り返しになるんですけども、住民の人から見て、なぜ神河町のPRのために外国に出ていかなあかんのや。ずっと昔の話ですけども、峰山のPRのために九州とか東京へ支配人さんが行かれて旅費を多く使われたいうふうなことでかなり批判があったわけです。そういうふうなことで、県下の12町の中でも十分神河が知られてないのに、九州や東京や外国まで出て行ってどれだけの誘客効果があるんや。昨年も実施された高原直行バスいうんですかね。こういうふうなものがトップシーズンに運行されてますけど、その方々のお話を聞いても、どこから来られたかというふうな中で、どういふふうなことで知られたんやというふうな話を聞く機会があって聞きますけれども、バスの広報で見たとかいうふうなことで、県内の方、姫路の方でも全然知らなんだいうふうな話を聞くときがあるんです。

ですから、そこまで、くどいようですけども、そういうふうな100万人の入り込みのために外国までPRして町益がどれくらいあるんやというふうな話が具体的に聞きたいいうふうなことで、時間をとって申しわけないんですけども、その辺がシビアに説明されてない。また研修のエリア、これらについても十分、職員が出張、研修依頼という要望を出せばどこでも簡単に対応されるんか。このあたりの管理者のお考えについてもまだ明確に説明されていないんじゃないかというふうに感じてますんで、もし回答があればお願いしたい。お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際に中国の出張につきまして当初予算で4名を計上させていただきました。そういう中で今回、中国へ行かれないということでアメリカに変更したということで、観光プロモーション団体という中に属しております、そういう中で変更として行かすということになりました。独自で神河町だけで行くということになれば、なかなかそういうことは行かすことはできませんけども、こういうような観光プロモーション団の中に入っての行動ということで、そして今も言いましたように広く見聞を広めるということで、そのように対応したということでございます。本当にそれは実際には、中国がなくなれば、それをゼロにして、またアメリカとい

うことで協議をしたらそれが一番よかったんですが、その手続が悪かったということでおわびをしてるという状況でございます。

15年ほど前もドイツ研修ということで私も行かせてもらいました。3年計画で、議員さん、そして町職員、そしてそれぞれの一般からの募集、団体というようなことでドイツ研修行かせてもらいましたが、そのときのやはり広く見聞を広めたということが私も記憶に残っておりまして、本当にちっちゃい町の中だけの考えではなかなか考えがスムーズにいかない。やはりいろんなところを見て考える必要があるなということはずっと感じておりましたので、こういう機会におきましては大いに広く見聞を広めるということで賛成して行かせたわけでございます。そういう中で、本当に説明不足ということで申しわけなかったんですが、おわびしたいというように思います。

また、九州とか東京へ行って何の役に立ったかということにつきましても、九州へ行ってくまモンとの交流がありましたし、大阪でまた、くまモンとカーミンとのコラボがございました。そういう中でいろんな面でプラスになってるというように思います。

また、園田競馬にカーミンの特別賞ということで表彰をしておりますが、私も園田へ行きますと、そこでカーミンと一緒に表彰状を手渡したわけですが、その中の観客の3組ぐらいの人が、ああ、カーミンにこんなところで久しぶりに出会うなんてということで近寄っていただきました。そして、神河町へバス旅行に行ったんですよ、今度もまた行きますからね、こんなところで会うなんていうようにして声をかけていただきまして、本当にびっくりしたような状況でございました。

そういう中で一つ一つ、本当にちっちゃいことですが、いろんな面で芽が出るんじゃないかなというように私は感じております。よろしくお願ひしたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 補正予算につきまして、この手続上のミスがあったということは、これは担当課長、副町長のほうから申し上げたとおりでございます。私のほうから重ねてはその部分は省略させていただきまして、先ほど赤松議員のほうから観光に対する物の考え方、管理者として何を考えてるんだという、そういう御質問であったと思います。私のほうからその基本的な物の考え方について述べさせていただきたいと思ます。

神河町は合併時に1万3,000人を超えている町でありました。しかしながら、兵庫県の中でも一番小さな町、その町が8年目を迎えて、今現在、住民基本台帳上では1万2,400人前後という人口推移しているわけでありまして。文字どおり人口減少社会の中での本当にその一つの自治体であるということでございます。あわせて、平成24年度の出生数が過去最低だと思います。年間57人という深刻な状況がございます。そのために神河町はこれからのまちづくりをどこに重点を置かなければいけないのかということでございます。この点につきましては平成25年度の当初予算の中での

まちづくりの予算の組み立て方の中でも概要の中でも述べさせていただいたところではございますが、改めてまず安全・安心のまちづくり、災害に強いまちづくりを進めなければいけないことを基本としながら、そして人口減少社会に対する町としての重点政策を打って出なければいけない。その一つとしては、少子化対策、そこでの子育て環境の充実、あわせて雇用の確保、若者流出防止、住宅政策、そしてまた高齢者対策ということで、病院を核とした健康福祉のまちづくり構想をことしから策定をするということがあります。あわせて、やはり農林業の活性化、とりわけ農業、林業、そしてまた自然環境を生かした観光産業の充実・強化・発展、このことを進めていかなければいけないということです。

このたびのこの観光プロモーションにつきましては、文字どおり神河町の観光行政、この重点施策に基づいた予算の執行をしたというところがございます。人口減少に対しての一つの有効的な政策としましては、議員も御存じのとおり、交流人口の増加であるということは御存じのとおりであります。人口減少に対してどういうまちづくりをしていくのか。やはり人が訪れる町をつくっていかねばいけないということが言われております。私もいろいろな講演会にも行かせていただいて、その講演の演題は、これからの地域活性化、そのために何が必要なのかということでございます。どの講師の方も言われるのが、交流人口の増加、そのためのその地域の魅力づくり、そしてそのために足元をしっかりと固めていくということも重要である。そのためにはもう一度地域を見詰め直して、それぞれの地域に何が魅力あるものがあるのかということを経営者と行政と一緒にやって見つけていかなければいけないんだということでございます。そういう点におきましては、合併しまして以降、各地域で取り組んでいただきました地域サロン事業というものは文字どおり地域の宝物を掘り起こす、これからの神河町の観光交流人口100万人に向けた礎になったというふうに思っているところであります。そういういろいろな宝物を活用していきながら、さらに町内にたくさん設置してあります観光施設、そしてこれからのやはり観光は、その地域にしかないものを訪れていただいた人々に提供していくという地産地消を基本とした食の提供であろうというふうに考えているところであります。そういうことをこれからの神河町の人口減少対策の政策の大きな一つと考えて私はこれからさらに拡大をしていきたいというふうに考えているところであります。やり方はいろいろとあると思います。しかしながら、交流人口をふやしていくためには何をすべきなのかということをお考えたときに、内にも外にも大胆に、そして長い視点でもってPRをしていかなければいけないというふうに感じているところであります。その一つとして、このたび補正予算に上げさせていただきました兵庫県の観光プロモーションの一員として参加させていただいて海外に神河町の名前をしっかりとPRするという行動をとらせていただいたわけでありまして、

一昨年は中国にも出向いていったわけでありまして、そのときも、先ほど説明しましたとおり、兵庫県観光プロモーション団の一員として行かせていただいたわけでありまして、

県の要請があったから行くという、そういう御指摘もあったわけでありますけども、私といたしましては、県のほうからあえて神河町行ってくれへんかということをお願いするだけの神河町の存在そのものが私は非常にありがたいというふうに感じています。行ってくれと強い要請を受けるということは、そこに神河町が非常に魅力のある町であると。そして町そのものが人口減少対策に対する施策を、本当に小さい町ではあるけども、大胆にやってきた、この間の取り組みが県もやはり一定認めていただいた中での要請であったというふうに受けとめております。そのことを深く受けとめながら、行くからには神河町をしっかりとPRしていかなければいけない。そこに見聞を広めるという、御指摘のありました研修という部分も幾らかはあるかもしれませんが、しかし、私といたしましては、研修ということよりもしっかりと神河町の代表としてPRをするという、やはりこれはプロモーション団の一員としての派遣であると、出張であるというふうに捉えているところであります。

さらに、当初、担当課のほうからは1名の参加というふうに言っていたわけでありませう。当然2人行くことで旅費がかさむということはわかっておりましたけども、私は1名の職員が行くというよりも、やはり複数で行って、そして現地の人との交流をしっかりとやりながらPRを進めて、そしてどういう雰囲気があるのか、当然プロモーション団の中にも兵庫県だけではなくて大阪のほうからも参加いただいている。経済をリードされている企業のトップであるとか、そういう方々も一緒になって行っておりますので、そういう中での神河町のPR効果というものもしっかりと果たしてくれたというふうに思っているわけでありませう。

ここで少し話は、もとにといいますか、基本的な部分に戻るかもしれませんが、日本におきましては、2003年に日本は観光立国ということで立ち上げたわけでありまして、それ以降、外国人観光客の招致に向けて、今、政府が全力で取り組んでいるということでございます。それと並行して兵庫県も、兵庫県にはたくさんの観光資産があるわけでございます。そういう中で、兵庫県にさらに外国人観光客をどんどん招致していきながら経済効果を上げるということで今進められております。

観光立国というのは、少しこれは書物に書いてありますけども、産業としての観光を発展させることによって安定的、持続的に雇用と所得を生み出し、経済の牽引力とすることであるということでございます。このことから、日本において2003年に立ち上げた当時は年間観光客は五百何十万人という交流人口でありましたが、2012年、平成24年度での年間外国人観光客は837万人というところに伸びてきております。これは、昨年は620万人前後ということで、東日本大震災の影響を受けて昨年は落ち込んだところでございまして、その2年前を申し上げますと、850万人から70万人というところでありましたので、一昨年は落ち込みましたが、昨年はまた盛り返しをしてきているという状況であります。

人口1億2,000万人の日本に外国人観光客が837万人、これが多いのか少ない

のかということでございます。実は世界的に見れば、今、世界の人口は64億人というふうに言われております。ヨーロッパは特に観光立国ということで観光交流人口をふやしながら経済を活性化さすという政策を随分前から取り組んでいるということで、フランスなどでは、人口6,000万人ではありますけれども、年間7,000万人の外国人観光客がフランスに来ているということでありまして、フランスが第1位というふうに言われています。第2位がアメリカであったり、スペインであったりということでありまして、スペインにしましても年間観光客は4,000万人というふうにも言われています。こちらも国の人口を上回るというような、そういった状況があるわけでございます。それから申し上げますと、日本はまだまだ観光交流人口をふやしていく可能性を秘めた環境にあるというふうに言われているわけでありまして。

観光といいますと、本当に観光でどれだけのことができるんだということでありまして。先ほども言われましたように、70万人、年間でどれだけの経済効果があったのだということを言われたときに、現時点で細かい数値を持っているわけではございません。しかしながら、やはり観光戦略としてこれからのまちづくりに位置づけている以上は、やはり何らかの形で数値でもってお示しをしなければならないということは思っているところでございます。

これも講演の中で聞いた話ではございますが、日本はやはり戦後、物づくりを中心とした産業で経済発展をなし遂げた国であるというふうに言われています。本当にそのとおりであります。物づくり立国日本だというふうに思っております。そういうふうな点からすれば、観光という部分ではなかなか成果が見えにくいものであるということは否めません。しかしながら、人口がこれだけ減ってくるというふうな中で考えますと、やはりその人口減少したことによって国内需要額が国民1人当たり確実に減るわけでありまして、減ったその需要額をどこで補填するのかということを考えますと、やはり外から人を呼び込んでくるという政策をしっかりとやっていかなければいけないというふうに思うわけでありまして。

産業所得の構造からいきますと、よく言われておりますのは、製造業としては2割、それ以外の8割を農業であるとか、またサービス業というふうになっておりますが、しかしながら、その所得全体からいけば、やはり物づくり産業の中での生産性というものは非常に大きなシェアを占めているということでもあろうかと思いますが、今後そういったサービス産業、いわゆる観光産業もこれからどんどん進めていく中で、日本はその経済成長を果たしていかなければいけないというふうにも言われておりますので、これも兵庫県も同様の政策として取り組まれておりますし、神河町は本当に年間57人の出生数ということを私自身改めて深刻事態と捉えて、あらゆる角度から大胆に積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

足元も固め、そして外に向かってしっかりPRする。それが海外に出てどれだけの効果があるんだということではありますけれども、しかしそのように神河町にお声がかかること

に対しては、これは本当にありがたいと受けとめて、なかなか神河町単独ではそういうPRはできないです。行っても相手にしてもらえないという、そういった状況かと思えます。そういう中で兵庫県の一員としてPRをさせていただくということは、これは必ずや神河町のこれからの交流人口の増加からの経済発展につながるものというふうに考えているところでございます。

以上、まだまだ言葉足らずではありますが、私のほうから基本的な考え方を申し上げまして、発言にかえさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き補正予算についての質疑に入ります。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。この問題、今の関連のアメリカの研修旅行の関連の問題でございしますが、今町長がいろいろと観光政策の基本的な考え方について意見を述べられたわけですが、この意見に関しては我々も考え方は同じでございます。ただ今回、この問題につきましては、赤松議員が言われたように明確なルール違反であるということございまして、我々、私は総務委員長の立場なんです、そういうルール違反のあるものを補正でということになりますと、委員長としてこれはどうもやっぱり通すということに問題、課題があると、こういうことを申し上げておきたいと思えます。我々の立場からすれば、そういう立場であります。したがって、これに関しては同じく赤松議員が申されたんですが、責任という問題が発生しますので、これをきちっとしてもらわねばならない、このように考えております。これが1点です。

それからもう1点、この課題につきましては既に庁舎内、要は役場職員の中からもいろいろと批判が上がっていると。要はコンプライアンスというものをこの春からずっと勉強してると思うんですが、昨年からですか、そういう面に関してもやっぱり社内的なリスクというものがあるんじゃないかと、このように私は判断をしております。要は今回の処置が社内的に見てもおかしいんじゃないかということであろうと思えます。

それからもう1点は、赤松議員がおっしゃったように、町民、住民の理解が得られないという、こういうことです。今の財政環境もあります。観光政策もあります。観光政策に関しましては、民生産業委員会のほうから、地域振興課観光係から資料の提供を受けておりますけど、10施設ほどありますけど、観光施設、町としては3億7,400万円ぐらいの、それぐらいの投資をしてるわけですね。いろいろ費用を捻出してるわけですね。いろんな面含めてですよ。そういう大幅な予算を投入しておる、こういう

3億7,400万の投資というものを価値ある投資に変革していくという研修を深めていくなれば大いに結構。要は、私は前から言ってるように、やはり政策戦略、3億7,400万ずっと投資しっ放しということでなしに、これを減らして行って、町が投資したのについて付加価値で町に返ってくると、こういう政策展開、戦略展開をする勉強をして政策を実質展開していただきたい。これはずっとここ三、四年言い続けてることですね。そういう面になう研修であれば大いに賛成だと思っておりますけども、今回の研修は、私の判断は、これは個人的な見解ですが、観光が半分と、こういうふうに私は理解をします。私の立場で、私、個人的に言えば、こういう場合は半分は本人が持と、でやらすと、そういうふうな形でやったと思います、私ならですね。そういうふうに思います。

それからもう一つ、町長がおっしゃった方針、目標は大いに結構だと思います。しかし、手段が私は違ってると思うんですよ。今、次いろいろ補正予算が出てきますけど、また大河内高原にバスを出す。今度は黒田官兵衛のロケが決まりそうだ、決まったということなんですが、広告宣伝費を使ったり交際費をどんどん使ったり、そういうふうにしてお客さんを引っ張り込んでくる。これやるとる間は幾らやったって町に付加価値が落ちてこない。つまり常に赤字経営。出した経費ほど回収できないということです。持ち出し持ち出し。これずっとここ四、五年続けてきたわけですよ。これは過去にも質問しましたけども、そういうことではなしに、本当にリピートですね。一遍来たらもう1回、2遍もこっち来たいと、こういうことをするための具体的な政策、要は付加価値を上げるための政策はどうなのかということなぜなかなかできないのか。この辺を今回は理解をしていただきたいと思うんですね。広告宣伝費とか交際費、おつき合い、これやってる間は絶対付加価値上がってこないです。投資するだけ。半分回収できたらええところですね。一般の企業も広告宣伝費をどんどんどんどん出してだんだん深みにはまってしまうということだと思います。

そんな件で、この辺についてしっかりと反省をしていただくということと、実質、今度これは補正予算の総務委員会審議、付託されておりますので、そこでもまた細かく検討せざるを得ないんですけれども、私の言いました意見につきまして十分御配慮を願いたい、このように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） このたびのアメリカプロモーション団の一員としての派遣、PRということでございますが、もう一度確認をしておきたいのが、今回の旅費につきましては今言いましたとおりでございます、研修旅行ということではないというふうに私は考えているところでございます。

それと、成田議員御発言にもありましたが、庁舎内でも職員から批判が上がってるという、このことについて私のほうはそこは、把握はといたしますか、確認はしていないわけでございます。もしそういうことがあるのであれば、これは本当にチーム神河として

まだまだ意思の疎通ができていないということでもありますから、そこは反省すべき点があれば、それは改めてしっかりと意思の疎通を図っていかねばいけないというふうに思うところがございます。

それと、3億7,000万円の観光施設に投資をしているということもございます。そこをそれだけの投資したことに対してどれだけの効果を上げるのかという方法がこのPRということについて、それが効果的ではないということではございますが、私はこの効果の大小はあるにしても、私は外に向かったPRをすることで、そして神河町から発信することが、これは海外も含めて、兵庫県下、また日本国内においても必ず効果が出るというふうに考えているわけでございます。このたびも官兵衛のロケということにつきましても具体化してきているということでございます。これもこれまで兵庫県と一緒にPRを進めてきた成果の一つというふうに思っています。何もいきなりそういったロケ地決定ということにはまずならないわけでございます。これもこの観光プロモーション団の一員としてのかかわりとこれまでの神河町の取り組みの成果であろうというふうに考えておりますし、また私もこの投資したものに対する経済効果を上げなければいけないということで、非常に各施設、指定管理料はゼロにはなっているものの、やはり設備更新、修繕も絶対に出てくるわけでありまして。ランニングコストを今後どのようにしていくのかということも考えれば、施設管理基金というふうな、そういった基金もこれからしっかりと組んでいながら進めていかなければいけないんだらうということは十分わかっているわけでございます。

そういう上において、私就任した当時は本当に赤字決算というふうな施設が多い中でどうするんだという御指摘をいただきながら、やはり施設任せにするのではなくて、行政も、そして職員一人一人が神河町の営業マンになって、外に向かって、内に向かって発信していく、みずから汗を流してPRするという、これをせずして赤字だからどうするんだと、閉めるとか閉鎖するとか、そういう議論にはならないということで今進めてきているところがございます。そういうことでございますので、いろんな効果があるかと思えます。その効果の一つとして、観光プロモーションとしてのPRというものも欠かすことができないものであると。ただし、観光産業というのは1年、2年で成果が出るものではないというふうに私も思っております。だからといってあぐらをかくつもりは全くございません。どれだけの成果が上がったかというところをどういった形で表現できるか、これを早期に具体化していきたいというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 町長の覚悟は聞いておきます。しっかりやっていただきたいと思えます。各課長も、あるいは各担当もやはり町長の思いというものをストレートに実現していくという政策を展開していただきたい、このように思えます。ここ二、三年ずっとそういうふうに言い続けておりますので、投資したものがぼつぼつ徐々に膨れてくると、付加価値として返ってくると、こういうやっぱり流れになっておったらあ

えて目的と手段がちょっと乖離してるんじゃないかということは言わないんですけども、まだ目的に対して手段というものが弱いと。このように、達成する手段が弱い。お客さんがふえて、宿泊客がふえて、なおかつ観光のお土産なり地元の食材がどんどん売れていくという仕掛けにはまだなってないと。そこが不十分だと。そうしないと幾ら人が来ても朝来の竹田のお城のようにごみだけ捨てて帰ってしまう、そういう社会問題になってくると、こういうふうに思いますので、そこはひとつ十分お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） これは、副町長、今の答弁をお願いします。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。付加価値の件でございますが、やはり70万人で1,000円落としていただければ7億という効果があります。そういう中で、今現在では課が集めておるものについては5億ぐらいの効果が出ているということでございますので、それにプラス1,000円を落としていただいて、プラス7億を目指そうというような取り組みを考えているところでございます。本当に竹田城については今後においていろいろと検討されておりますけども、そのようにならないように、付加価値を高めていくように努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。私も直近に行われました総務委員会でもって十分意見なり議論させていただいたつもりなんですが、その模様については先ほど来議員のほうから質問という形で出てますけれども、私も一、二点、意見を交えながら、本当は今、質疑の時間ですから意見は余り言えないんですが、いずれ自分の考えをもとにして皆さんにお尋ねするということになりますから、これはお許しをいただきたい。

野村地域振興課長が当初、非常に丁寧に物事を分析して説明された、このことはそのとおりだと思いますし、謙虚に反省と謝罪をされたという意味では評価したいと思います。ところが、なぜきょう説明のあったようなことが担当委員会なり、あるいは議会に誠意を持ってされなかったかというのが非常に残念でなりません。先ほどは町長は日ごろから唱えられているまちづくりの理念、そして概念、これらを含めてとうとうとやられました。これは我々は常に聞いてますから、そのことは十分把握をいたしております。これは一般のテレビ見てる方にとっては、ああ、ふだんどおりの政策、理念、あるいはまちづくり理念ですね、これを述べておられた。立派なこと言うな、こうなると思うんですね。それに対して議会は、何かアメリカへ1人行った、2人行った、補正が23万7,000円出た。何を細かいこと言うとなねん。これしか映らんのですよ。我々は、ここではっきりしときたいのは、その補正の旅費の金額の多寡を言うのと違うんですね。それと、何回も言いましたように、知見を深めて見聞を広めるということには何ら我々、そのことに対して反対するものではございません、こう言うとするわけです。これも副町長代表してそういうふうに答弁なさいました。そのとおりだと思います。

ただ今回は、町長がとうとうとやられた、まるで選挙演説のマニフェストの中身を言うようなまちづくりの基本理念をとうとうとやられた。これは政治家ですから、それはええんですわ。その末端のほうにたまたま観光政策があり、しかもその知見を深めるために研修もさせると。これも正解なんですよ。その正解な行動の一端をもっとオープンに自信を持って、あれだけの自信で物を言われたんですから、それを住民にわかるように、すなわち議会の力をかりて、自分の思いが2倍、3倍になるような手をなぜ打てないのか。これが残念でしゃあないんですね。そうでしょう。町長、あれだけ熱意持って、熱い思いでまちづくりの思いを持っとられるんですよ。ところが時としてこういう事態があらわれるから、一体どないなっとんか、町長の真のリーダーシップはどこにありやと、こういうふう到我々思わざるを得ない。これが問題なんですよ。

言葉かえて言えば、今回の処置はルール違反やと、こういうふうに皆、感じとるわけですよ、議会側としてはね。本当に金額でいえば20万、30万の額なんですよ、これはね。そのことよりも、やっぱり中国行きのそういう研修、交流団の中心になった。それは我々が4月に認めた、たとえ40万円であっても、これは大事な税金の中からそれを借りて使わせてもろて送り込むわけです。そういう目的で我々は4月の時点で予算を通した。事実なんですよ。ところが、目的と手段が変わってしもた。そうでしょう。中国から、いろんな国際的な環境の中で事情が変化したから、これは取りやめになった。それでええんですよ。しかし、変わるものとして、県の外郭団体、あるいは関連団体から新しい行き先を決めました。これに何とか神河町さんも初めて上げとられるんですから、内容は変わるけどぜひ参加してくださいよ、こういう呼びかけがあったと思うんですね。それに乗かった。それもええんですわ。

じゃあ、新たな問題が発生したというとらまえ方をすべきやと思うんですね。これがルールなんですよ。たとえそれが10万円であっても20万円であってもね。そういうことのわきまがどないなっとるのかというのが皆、ある意味では住民不在、すなわち議会軽視、言葉かえたら、そういうことにつながるから、これは金額は小さくても今までこういうのがたびたび起こるとるだけに、今回は看過できないぞというのが皆さんの思いなんですよ。

それで、町長初め、申しわけなかったという謝罪の言葉、反省の言葉がありましたから、これは今後真摯に実行してもらい、そういう議会との信頼関係が一層成就するように、こういうふうに努めていただきたいなど、私はそういうふう強く感じるわけですし、長々と申しましたけれども、町長の発信力をいかに効果的に周囲に、あるいは地域に、日本国内に、外国に知らしめるようなことをやっぱり町が一体になって、すなわち議会も巻き込んで、納得していただいて、住民に納得していただいて、その中で執行部のそれぞれのスタッフが一生懸命働くと、こういう形であって初めて町長が言われるまちづくりの理想の形が生まれてくるのではないかと、こういうふうには私は思います。考えやいかに。一言だけ御答弁いただきたい。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） ルール違反という点については私も何ら異論はございません。私どもの手続上のミスということで、本当にこれは心からおわびを申し上げるところでございます。その中で、まちづくりの重点施策として観光戦略というものは、ここは欠かせないということで御説明もさせていただいたところでございます。

考えてみますと、先ほど考え方を述べさせていただきましたが、あれだけ長い時間、基本的な考え方を述べさせていただいたのは今回初めてだったのかなというふうにも思うところではございます。そういう意味では、発言の機会があって私自身はよかったというふうに思っておりますけども、争点としましては、この補正の手続上の問題というところは私どもも十分申しわけないという思いは持っております。そういうことで、この町の政策に対して、それも重点政策の中の一つということでもありますから、常にその部分に神経を集中しながら業務に遂行しなければならないということでもありますので、そういう点についても少し考えが甘かったというふうに私自身思っております。そういうことで、今後そういうことがないように常に予算と、そして今進めている業務を照らし合わせながら、問題が生じた段階では早目早目に、これは委員会等で御相談させていただきたいというふうに考えるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。そういう心構えで今後ぜひ進めていただきたいな、これは思います。

それと、町長に一つ要望しておきたいんですが、今回のことも含めてですけれども、我々が開く専門委員会、常任委員会、特別委員会、これは法的には何も町長、必ずしも出席をしていただくという法の縛りはないわけなんですけども、できたら重大な、重要な出張業務がない限りは、年せいぜい4回の民生常任委員会、総務常任委員会、あるいは特別調査委員会、主なものは3つがあるわけなんですけども、できるだけその委員会にも出席をしていただいて、胸襟を開いた議論ができるように今後努力をしていただきたいなというふうに思います。何ら法的に決められておるわけでもございませんが、それぐらいな姿勢があったら今答弁いただいたことが非常に生きてくると、私はそう思います。かなり調査委員会では鋭いやりとりがあります、執行部の方と議会の委員のほうと。この実態というものをいかにつかんでいくか。忙しいでしょうけれども、ことしあたりから副課長、あるいは課長補佐、こういう方たちにも関連する調査項目がある場合は議長名で出ていただいて、そこで意見交換をすることによって非常に物事が幅広く理解されていくんではないか、こういうことでございますので、ひとつ町長のほうから決意というのか、自分の思いをこの際ですから聞かせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 委員会につきまして御意見を賜ったところでございます。御意見の内容につきましては十分私も理解をさせていただきました。内容によりまして、何

が何でも委員会優先して出るべきところはしっかりと出ていく考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） この件についていろいろと議論があったわけなんですけれども、6月定例会の期間中に私のほうから町長に申し入れをしております。といいますのも、いろいろと重要な案件については事前に議長なり、また担当委員長に相談してほしいということを強く申し入れをしております。そういった中でこういう形でまた再度出てきたということは非常に遺憾に思うわけでございます。そういった中で、この本会議中に、この定例会中に、私のほうから緊急発言をさせていただきたいと思っておりますので、まだまだいろいろと私が申し入れた分が職員に徹底されていないということを十分に今受けとめましたんで、再度この本会議において、テレビの前で緊急発言をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御了解いただきまして、ここでこの案については打ち切りたいと思っておりますので、御了承願います。

続きまして、ほかに御意見ございませんか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） これで3回目になるんですが、実は県の補助を受けて小水力発電の開発というのが約550万円の補助金が出とんですが、これは1カ所50万円の分については新野地区内における小水力発電、こういうことの説明がございました。あとの500万円の調査費いうんか、これについてちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

かつて関西電力が運営しておりました越知谷発電所、小水力がございました。これはもう既になくなっておりますけれども、その跡地をうまく活用、再生できないかという一つの狙いだらうと思うんですね。それで、お尋ねしたいのは、この段階では調査費ですから金額は少ないんですが、これどっかにコンサル先はもうお決めになっとるのかどうかということですね。これかなり専門的な仕事ですから、その筋でないとはわからない。依頼先と、そしてこれがまあまあ開発可能だという仮に結論出た場合、これは運営主体はどこになるのか、町が運営していくのか、そこらの話ですね。県から小水力の開発ということで補助金をいただいた。最終的には町の経営、運営になるのか。民間から投資をさせて、それで民間に委託というか、民間の開発にするのか。これは重要な部分ですからね。50キロ、30キロの発電といえども、キロワット当たり、そんな安うはできへんわけですわな。1キロワット当たり100万円以上のコストはかかると思うんですね。非常にそれ積み上げると膨大な額になりますので、そこらについてちょっと聞かせていただきたい。よろしく。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。ただいまの立石議員の御質問でございます。御質問のとおり、今予定しておりますのは岩屋、越知の学校の上から導水路を通りまして、昔、公民館の向こうで落ちていた、あそこの発電所の跡地

が何とか復活できないかなというのをございます。これにつきましては、私も担当も実際、越知から岩屋まで、全部歩いたわけではないんですが、かなり歩きまして、古い水路、昭和30年代の水路なんで古いんですけども、8割ぐらいは残っております。実際にそこを水が流れるかどうかはわかりません。現在はもう水流れれておりませんのでわからないんですけども、形としてはコンクリート製の大きな水路が残っておりまして、途中には、谷渡るところには、導水橋といいまして、高さ3メートルぐらいいすかね、きれいなアーチ形の橋もかかっておりまして、これは観光資源的にもおもしろいなというようなものもございます。それを何とか復活したいということで県にも相談してみましたところ、100%補助事業がつくというところをございまして、500万円の調査費を組ませていただきました。その中で、今申し上げました岩屋の発電所のできるかできないかという概略設計、できないという結論になるかもしれません。水の量が昔と比べて減っていることもございますので、できないということになったらそれはそれではないかと。それと、寺前小学校前の農業用水路での可能性、それは小さいもんに、非常に小さいもんになろうと思うんですが、あと上小田の砂防ダムの落差を使ったダムができないか。この3カ所の検討をしていただきたいなと思っております。

そのコンサルにつきましては、実は一番最初こういう話になったのは、民間の方からの話の持ち込みがありまして、昔あったはずなんやけど何とかなれへんのと、なりそうな感じなんやけどどのような話がありまして始まったことなんですけども、コンサルは実際まだ決めておりません。小水力いいまして、今、岩屋で計画できるかなと思ってるのが、200キロまでの分で一応は計画しております。やるとすれば3億円、4億円かかるんじゃないかというふうに思われております。

開発可能となれば主体はどうなるかということでございます。県に聞きましたところ、売電収入を農林業経費、農業の費用に充てるのであれば売電も可能であると。であれば補助事業も可能であるというような話も聞いております。そうになりましたら半分補助になりまして、ひょっとして、まだ政策調整会議とか、ずっと以前の話なんでわからないんですけども、町が経営してもいけるかなというような金額だと思います。

それと、町がやらなくても地元土地の使用料とか、そんなようなメリットがあるのであれば、民間の開発業者にお話を持って行っていただくことも、それも一つの方策かなというふうに考えております。具体的にはその可否をまず結論が出ないと次に進めないという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。18ページですね。賃金のところで財政担当参事のほうから説明があったんですが、この件につきましては過日の民生産業常任委員会で説明を受けております。その辺について再度担当課長のほうから説明していただきたい。といいますのは、なぜかといいますと、観光交流センターの休日の対応

と。水曜日が休みですが、それをオープンせんとあかんやないかと、あけんとあかんやないかというような意向の中での取り組みだと思しますので、その辺について再度説明していただきたいのと、あわせてその賃金の中には、桜オーナーという話が出ましたね。それも少し説明していただきたいと思えます。

それからもう1点は、地籍調査の件についての太田参事の話があったんですが、これにつきまして、最後のところで交付税措置もあるので実質の持ち出しは5%ですよというような話やったんですね。例えば24年度の実績で見ますと、決算額が1億3,400万ぐらいになってると思いますが、それを分母としての5%なのか。となると、トータル1億3,000万余りの事業でも5%一般財源を継ぎ足せば、この事業をやっておるんですよというように受けとめられますので、これは普通交付税の算入なんかどうかわかりませんが、その辺少し詳しく説明をしていただきたいと思えます。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（安部 重助君） まず1点目、地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。8月の民生産業常任委員会で御説明申し上げましたように、特に10月、11月につきましては砥峰高原、大河内高原での観光のピークを迎えるということでございます。それで、交流館のほうで、上の交流館のほうで観光協会の物産コーナーを設けておりまして、そこへの対応を毎日しているというような状況でございます。によりまして、非常にこちらの観光交流センターが非常に手薄になって十分な電話対応もできないと、お客さんが目の前に来られても接客できないというようなこともお聞きしておりました。それを何とか対応したいということで、それと休館日をなくすということ、週に1回の休館日をなくすということもありまして、特に10月、11月につきましては観光交流センターで仕事をさせていただきたいなということ。あわせて、その時期が過ぎましたら、桜華園の桜のオーナー制度、昔からやっております。その名簿整理等が十分にできていない現状がございまして、それを何とか仕上げまして、今後のそういう名簿自体をもっともっと観光施策に活用していきたいなというところで、オーナー整理業務をしていただくということで1名雇用したいということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目は、特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。地籍調査の補助金は、先ほど言いましたように、国が50%、県が25%で、残り20%ぐらいが交付税算入で5%は町持ちということでございますが、人件費を除くということで、昨年の決算が1億3,400万で人件費が8,000万になっております。人件費を除いた分ということになりますので、大方が人件費ですので事務費の分についてのみということでございます。以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 18ページの15節の工事請負費の中の県補助金はないんか、このあたりについて、財源内訳をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。砥峰高原駐車場につきましては、昨年の地域の夢推進事業で造成したものでございますが、非常に、昨年度も御説明申し上げましたように、土が悪くて工事が難航しまして、最後の植栽の仕上げが予算的にできなかったということでございます。現在、今回計上しております62万円につきましては、中央駐車場の、ずっと上がっていきまして十字路になるんですが…（「財源内訳。工事内容じゃなくて財源内訳」と呼ぶ者あり）財源内訳につきましては、県とも協議しましたが、今回は予算的に無理であるということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 一般財源でよろしいんですね。

○地域振興課長（野村 浩平君） 一般財源でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

赤松議員、4回になりますので、申しわけございません。

ほかにございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。今の18ページの大河原高原整備費の駐車場整備工事費請負というのをちょっと今聞きましたが、あとは、バスを走らすとか何かいろいろ言っていました、ちょっとその辺もう少しわかるように説明願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。商工費の大河内高原整備費、需用費でございます。74万円。そのうちの消耗品が22万円、垂れ幕と看板、これ黒田官兵衛にかかわる分をつくりたいと考えております。食糧費につきましては、撮影隊が来ますので、その食糧支援ということで、ロケ弁当代10万円。印刷製本費につきましては、ロケを行った、そのマップを使って観光PRにつなげていきたいということと、パネルもつくりたい、それに関連するポスターもつくりたいということで42万円。広告費につきましては50万円。これは黒田官兵衛ロケに伴う新聞広告を予定いたしております。90万円の自動車借上げ料につきましては、直通バスを増便するという分でございます。20台分ふやしたいという補正でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） このバスの運行20台分なんですけども、これは曜日的にはどういう形の組み合わせいうか配分になるんですか。

○地域振興課長（野村 浩平君） そうですね。ちょっとお待ちください。ちょっと調べさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 後ほど報告してください。

ほかにございますか。ほか、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございます。

質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 8 1 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 1 1 時 3 0 分といたします。

午前 1 1 時 2 2 分休憩

午前 1 1 時 3 0 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 4 第 8 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 4、第 8 2 号議案、平成 2 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成 2 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入におきまして、前年度繰越金 5 0 8 万 8, 0 0 0 円を計上、歳出では、6 月定例会において給与の臨時特例に関する条例等の制定、また職員の異動による人件費の補正でございまして、給料で 8 万 9, 0 0 0 円減額、職員手当で 1 7 万 5, 0 0 0 円増額、共済費で 5 万 3, 0 0 0 円増額してございまして、これら差し引き額 4 9 4 万 9, 0 0 0 円を予備費に計上いたしてございまして。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 8 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございまして。

以上、提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第5 第83号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第83号議案、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第83号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成24年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容としましては、平成24年度退職者医療療養給付費交付金の確定による222万2,000円の追加交付による増額、臨時特例による職員給与等の減額に伴う一般会計繰入金30万4,000円の減額、前年度繰越金確定による3,413万8,000円の増額でございます。

歳出でも、平成24年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容として、臨時特例による職員給与等の減額に伴う総務管理費30万4,000円の減額、平成24年度療養給付費等負担金などの確定による国庫支出金及び県支出金の返納金807万6,000円の増額、今回歳入歳出補正額の相殺額を財政調整基金として積むべく2,828万4,000円の増額でございます。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,605万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,215万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。5ページの25節の積立金の2,828万4,000円を積み立てて、現在残高をお伺いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 申しわけございません。手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 後ほど資料を提出してください。報告してください。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第6 第84号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第84号議案、平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第84号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成24年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容として、臨時特例による職員給与等の減額に伴う一般会計繰入金25万2,000円の減額、保険料還付金4万円の増額、前年度繰越金確定による179万7,000円の増額でございます。

歳出でも平成24年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容として、臨時特例による職員給与等の減額に伴う総務管理費25万2,000円の減額、保険料還付金4万円の増額、前年度繰越金確定分を広域連合保険料負担金として計上すべく179万7,000円の増額でございます。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,299万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第7 第85号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第85号議案、平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第85号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正いたしております。

歳入につきましては、平成24年度決算による国庫支出金の増額、人件費減額による国庫補助金等の減額、高齢者見守り事業の県補助による増額並びに繰越金の増額補正でございます。

歳出につきましては、平成24年度決算による国庫負担金等の精算に伴う償還、人件費の減額、高齢者見守り事業費の増額補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,491万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第85号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、6ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入でございます。まず、4款1項1目の介護給付費負担金でございますが、これは国庫負担金の過年度分の増額分でございます。

続きまして、4款2項2目並びに5款1項2目、続いて6款2項1目につきましては、これは人件費のいわゆる減額によるものの減額分でございます。

それと、第6款の2項3目でございますが、これにつきましては、物忘れ検診事業費補助金ということで、125万円を計上させていただいております。この内容につきましては、認知症高齢者見守り事業で認知症の専門医賃金並びに備品購入費等に対する県の補助金でございます。補助対象経費の上限額が250万円ということで、その2分の1ということで125万の計上をさせていただいております。

続きまして、8款のそれぞれの項目でございますが、このものにつきましても、繰入金等につきまして職員の人件費によるものと、それとあと基金等で繰り入れしとるものにつきましては歳入不足の分を繰り入れるものということで計上いたしております。

続きまして、9款の繰越金でございますが、これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。8ページのほうをお願いいたします。1款1目並びに2目等につきましては、これも人件費等のもので減額によるものでございます。

そして、5項1目の運営協議会費につきましては、介護保険事業運営協議会の委員の謝金ということで、当初1回の予定をしておりましたが、必要があるというところであると1回分を増額補正をさせていただいております。

続きまして、2款保険給付費、1項1目でございますが、これは財源振替をさせていただいております。

続きまして、3款の1項1目2次予防事業費につきましても、これは人件費の減額によるものでございます。

そして、2目の認知症高齢者見守り事業の事業費の237万円の増額でございますが、これは先ほども申し上げましたように、歳入のほうで申し上げましたように、認知症の簡易診断の結果、2次検診の必要な方に対して専門医を雇い上げ、そしてそれに対する賃金が27万円と、それとあわせまして認知症の簡易診断ということで、タッチパネルは今現在1台を保有しとるわけでございますが、どうしても時間的なものがかかり1人当たりにかかってくるというところで、このものを3台追加購入するというところでございます。

次に、諸支出金でございますが、このものにつきましては、過年度分に係る国県等の負担金の償還金でございます。

最後、予備費に36万6,000円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。特にございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。9ページの18節の備品購入の内容について御説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。先ほど申し上げましたように、タッチパネルといいまして、この5月に講演会を開催したときにも鳥取大学の浦上教授がタッチパネルで簡易診断ができるというお話があったわけでございますが、そのものにつきまして、現在、各集落等を回っております。それで、15項目のうちの13項目までは認知症の疑いはないというところでございますが、13項

目以下であれば認知症の疑いがあるというところで、そのタッチパネルを購入するとい
うところで2次審査に使うもので、1台70万円のタッチパネルの購入費でございます。
それを3台購入するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第8 第86号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第86号議案、平成25年度神河町土地開発事業特
別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第86号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございま
す。

補正の理由は、平成24年度からの繰越金が確定したことに伴うもので、歳入歳出と
も840万9,000円の増額でございます。歳出は予備費の科目で調整しております。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万9,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,920万9,000円とするものでご
ざいます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第9 第87号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第87号議案、平成25年度神河町老人訪問看護事
業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第87号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入では、前年度繰越金619万3,000円、雑入で町有自動車の損害保険受入金17万7,000円をそれぞれ増額しております。

歳出では、6月定例会において給与の臨時特例に関する条例等を制定したことにより、人件費について、給料で148万円、共済費で32万4,000円を減額、また事故による補償費示談金を17万7,000円増額しております、これら差し引き799万7,000円を予備費に計上いたしております。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,051万6,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないことを認めます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第10 第88号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第88号議案、平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第88号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成24年度決算額確定によるものを計上しております。内容としましては、前年度繰越金529万円の増額、前年度繰越金確定により財源確保可能となった財政調整基金446万5,000円の減額でございます。

歳出では、歳入の前年度繰越金の充当残を予備費に82万5,000円増額するものでございます。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,472万8,000円とするものでござい

ます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでしたら質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第11 第89号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第89号議案、平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第89号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容としましては、歳入で、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金を192万7,000円増額いたします。その増額分を歳出の地域振興費、負担金補助及び交付金に192万7,000円増額し、各地区の施設整備事業に補助します。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,213万5,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。4ページの歳出、これは集落集会施設整備事業補助金132万7,000円と下にスポーツレクリエーション施設の事業補助金60万円上がるとるんですが、これは対象はどこどこなのか、具体的な説明をいただきたいんですね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。集落集会施設につき

ましては、比延でございます。クーラー4台、テレビ3台等の費用でございます。

スポーツレクリエーションにつきましては高朝田でございます、子ども屋台の修理代でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第12 第90号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第90号議案、平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第90号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございます、補正予算（第2号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条、収益的支出の営業費用で139万9,000円の減、特別損失を150万円の増額、予備費で10万1,000円減額することにより、予算第3条に定めた水道事業費用の総額3億4,757万3,000円に増減はありません。

予算第4条、資本的収入及び支出であります、収入で、県砂防工事に伴う水道管移設工事負担金として1,450万円を追加し、既決予算額275万円を1,725万円に補正。支出では、建設改良費に県砂防工事に伴う水道管移設工事に係る経費で1,450万円の増額と、当初より計上の原水取水地改修工事に380万円を増額し、既決予算額1億6,546万3,000円に1,830万円を追加し、総額を1億8,376万3,000円とするものです。

予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用のできない経費については、職員給与費で139万9,000円減額し、5,433万7,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては上下水道課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を上下水道課長、してください。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課の坂本でございます。それでは、水道事業会計補正予算（第3号）につきまして詳細を御説明いたします。

3条の補正予算実施計画をごらんください。予算第3条、収益的支出の総係費ですが、給料で114万1,000円減額、手当の管理職手当で9,000円減額、法定福利費、

共済組合手当を24万7,000円減額、厚生福利費で2,000円の減額で、総係費を139万9,000円の減額としております。これは臨時特例による給与減額に伴うものでございます。

続いて、特別損失、固定資産除却損失で岩屋浄水場膜モジュールの更新と県砂防工事関連の水道管移設工事に伴う既設分の除却損失を150万円増額、予備費で10万1,000円減額いたしまして、収益的支出の総額3億4,757万3,000円には増減はございません。

続きまして、5ページ、予算第4条の資本的収入及び支出ですが、収入では、県砂防関連の水道管移設、これは追加なんですけども、工事負担金といたしまして1,450万円を増額し、既設予算額275万円を1,725万円に補正しております。支出では、建設改良費の施設費に県砂防関連の水道管移設工事に係る設計委託料に150万円、工事請負費で同じく県砂防関連の水道管移設工事に1,300万円と当初予算計上の猪篠浄水場原水取水地改修工事に380万円を追加した1,680万円を増額、既設予算額1億6,546万3,000円に合計1,830万円を増額した1億8,376万3,000円に補正するものでございます。

予算第5条に定めました議会の議決を経なければ流用のできない経費については、職員給与費を臨時特例に伴う139万9,000円を減額し、5,433万7,000円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日、平成24年度決算審査報告のために井上秀樹代表監査委員が御出席いただいておりますので、ここで御紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、先ほどの審議の中で、81号議案、成田議員のほうからありました地域振興課のほうで、砥峰高原バスの運行についての詳細説明とありましたので、その説明を、追加説明をしていただきます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。バスの説明を申し上

げます。

昨年は7月末から9月まで、9月いっぱい、週1回、日曜日に運行しております。それをことしは同じ時期、7月末から9月末を火、木、土、日、1日1便運行いたしております。それと、昨年は10月から11月に火、木、土、日に1日3便運行していましたが、ことしは10月から11月、毎日3便から1便減らしまして2便運行するという計画をしております、合計、差し引きしましたら、20便ふえるというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、83号議案で赤松議員のほうから財政調整基金の積立金の現在高の質問がございました。これについて住民生活課長のほうから説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。赤松議員の御質問にお答えをいたします。大変失礼しました。

今回の積立金2,828万4,000円を加えました提案額、加えました国保の財政調整基金の合計でございますが、1億3,182万2,427円でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） それと、谷口教育課長が本日、もし審議が延長になれば途中で退席されるということでございますので、御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

日程第13 第91号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第91号議案、平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第91号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。補正の内容は、臨時特例措置による給与減額に伴うものでありまして、予算第3条、収益的支出、営業費用の総係費で、給料を46万4,000円、法定福利費、共済負担金を9万9,000円、厚生福利費、互助会負担金を1,000円の合計56万4,000円を減額、予備費で56万4,000円増額しますので、予算第3条に定めた下水道事業費用の総額6億1,198万6,000円に増減はありません。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用のできない経費については、職員給与費を56万4,000円減額し、2,475万5,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第14 第92号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第92号議案、平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第92号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、医業費用において、6月定例会において給与の臨時特例に関する条例等を制定したことによる人件費の補正でございまして、給料で3,167万3,000円、職員手当の管理職手当で191万4,000円及び法定福利費において678万5,000円をそれぞれ減額しております。また、経費において、職員被服費で事務員の制服を更新するため68万2,000円を増額しております。そして、これらの差し引き額3,969万円を予備費に計上いたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。特にございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 病院ですね。

○議長（安部 重助君） そうです。

○議員（12番 成田 政敏君） 給与について確認、お尋ねだけしておきます。このたびの国の国家公務員の給与に準じて減額していただいたということでございますが、これはありがとうございます。その中で、医師給というところまで減額していただいたと、こういうことではございますが、通常、医師というのはそういうところで今まで聞いたことが余りないんですが、そういう協力をいただいたということについていろいろと状況があったと思います。そこらお聞かせ願ったらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。前にもちょっと御説明申し上げ

げましたが、県下でも公立病院の中で医師は減額してるのは神崎総合病院だけという状況でございますし、今、厳しい医療環境の中で、特に医師、看護師を中心に人材不足という中では、ほかの病院では看護師、また医療技術職は行ってないというところも結構あるわけでございます。しかしながら、先生方も医師不足といいながらも、その中で職員が協力をして病院の健全経営をとということが少しずつ病院全体で浸透してきまして、先生方もそういう意識を持って取り組んでいただいているという状況でございます。

今回の経緯としましては、県下の状況を踏まえまして、私としましては、当初はドクターの減額を行わないという思いで調整を行っておりました。そういうことにつきましても病院のドクターに一応知っておいていただくことが必要だということで、執行部会で職員については減額をしますという話をしたところ、職員だけ、医師以外はやるのに医師だけがしないということはやはり職場としては、組織としてはそれは問題があるというふうに言っていただきまして、医師もあわせて減額をしてくれというお話でした。そこで、医局会のほうで先生方に相談をしていただいた上で全員の了承を得て、そういう形になったということでございます。

大事なのは、それでよかったということではなくて、一つは組織としてそういう風土ができ上がってきたということについては非常にやっぱりありがたいことだと。今後も維持していきたいと思いますが、一方で、医師不足の厳しい状況の中においてもやはりドクターが減額されるということについては、私たちはそれをしっかりと受けとめて、非常に申しわけないという思いも一方ではしっかりと持っていくと。その分についてはドクターにいろんな面で働きやすい環境づくりをしていくという思いを持って今回そういう結果になったということでございますので、その辺を住民の皆さんも十分に御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ここで、最高管理者であります町長のほうからも一言、言葉をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 職員給与減額につきましては、6月定例議会の中で提案をさせていただいて、内容についても申し上げ、今、病院事務長のほうからさらに詳しい状況も説明させていただいたところであります。

当初、病院事務長のほうからも病院の取り扱いについて協議をしたわけでございますが、病院執行部会議において報告をしたところ、病院執行部、院長、副院長、そしてそれぞれの部長等も入っておられますので、そこからその中で職員が減額ということであれば同じようにすべきだというふうな話が出たということで、私自身、本当に病院そのものは、これからの病院の将来像、将来ビジョンも打ち立ててきたところではあります。そのような中でやはり医師と、そして病院、看護職、また事務職との意思疎通が本当にこの間なされてきてるんだなということを私は思った次第であります。これを受けて、私のほうからも病院院長のほうにもこのたびの給与減額に対しての病院として

の御理解につきまして心からの感謝を申し上げますと、その旨を各先生方にお伝えくださいということをし述べたところであります。そういうことで、これからますます病院においてもチームワークをさらに大切にしながら、喜んでいただける病院運営に心がけていきたいということを病院のほうも言っていただいておりますし、私自身、同じ思いで取り組んでいきたいと思っていますところですので。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） ありがとうございます。職員の皆さんもこのたびはそういうことでスムーズにというか、納得して承認いただいたということで賜っておりますけれども、実行に対して感謝を申し上げておきたいと思っております。今後、我々いつもなかなか厳しいこと言うんですけども、決して厳しいだけじゃなしに、しっかり行政経営やって、やっぱり無駄な経費は落として有効な税金の使い道というものを常に我々はやる責任というのがあります。その中で、しっかりと財源が余裕が出れば、給料をいつも下げろ下げろと言ってますけれども、そう言うばかりじゃございませんので、しっかりと資金的に余裕ができれば、またそれに報いていくというのがやっぱり行政の経営のポイントだと思うんで、今後そういうことにつきまして、しっかりと我々も見たいと思っておりますので、このたびはいろいろとありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。先ほどの成田議員の質疑に関連をいたしまして、私のほうからも一言申し述べておきたいと思っております。

実は、先ほどの町長の答弁の中で病院のスタッフに感謝するという意味の言葉が述べられました。非常にいいことだと思いますし、その背景にはいろいろと、私、3月の定例会、そして6月の定例会、2回の定例会にわたって病院と最高責任者である町長との関係という意味で随分と意見を申し上げたところでございます、これは一般質問の中での話でございますが。そういうことからして、今町長の答弁を聞きよると、その後、病院と連携を密にして、できるだけ幹部会議にも出席をして病院との意思疎通に努めると、こういうふうには私は受け取ったんですが、そうであろうということでございます。引き続いて病院の健全経営、そして現場の士気の高揚、町長みずから先頭に立って、ひとつこの病院経営、4分の1の大きな予算で運営しておりますから、神河町の総予算の4分の1を占める大事業でございますので、ひとつよろしく願いたい。私が今申し上げましたことについて、私は期待を持って発言をいたしておりますので、町長から一言答弁をいただきたい。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） ありがとうございます。公立神崎総合病院の位置づけということで申し上げましても、やはりこれからのまちづくりに、この町に総合病院があるかないかということは非常に大きな要素を占めるというふうには思っております。今年度より

立ち上げております病院を核とした健康福祉のまちづくり構想を今進めているところではありますが、あわせて病院の耐震対策、耐震補強の問題も含めて、病院のこれからのあり方、どうあるべきなのかということをお院執行部とも連携をとりながら、私自身、病院の執行部会議にも新年度より参加をさせていただいているところでもあります。より連携を密にしていきながら住民に喜んでいただける病院にしていきたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） ほかにござひますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。3ページの3目の経費の関係で、職員の被服費、金額的に少ないんですけども、年度当初に上げるべきでないかな、その年の採用数についても想定ができますので上げるべきでないかないうふうな中で、そしてまたこの被服費を計上するとすれば金額が少額過ぎるん違うかなというような感じがするんで、内容について説明いただきたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でござひます。赤松議員さんの御質問にお答えいたします。

制服の件でござひますけども、この分につきましては、事務の女子の制服のみでござひます。これにつきましては、予算の算定につきましては31名で1人2万2,000円という予定をさせていただいております。本来、当初、事務の女子の制服につきましては3年ごとにほぼ更新をしている状況でござひまして、今年度3年たっておりますけども、何とか1年延ばしたいということで来年度に予定をしておりましたが、実は新しい職員が入りまして、つくる段になりまして製造中止ということになっておりまして、同じ服がそろわないということになりましたので、やはり当初の予定どおり本年度で更新ということで予定をさせていただきたいと思ひまして、このたび上げさせていただいたような次第でござひます。以上でござひます。

○議長（安部 重助君） ほかにござひますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでござひましたら質疑を終結したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでござひます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願ひます。

日程第15 第93号議案から第105号議案

○議長（安部 重助君） 次に、日程第15、第93号議案から第105号議案、平成24年度各会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

まず、第93号議案、平成24年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第93号議案、平成24年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の審査意見書を付して議会の認定を求めるものでございます。

まず初めに、決算の概要につきまして申し上げます。お手元に配付してあります平成24年度決算説明資料をごらんいただきたいと思います。

国の平成24年度地方財政への対応は、通常収支と東日本大震災関係を別枠管理として、財政運営戦略に基づく中期財政フレームにより、地方交付税等の地方一般財源は平成23年度と同水準が確保されていきました。しかし、景気は長引くデフレや歴史的な円高に加え、東日本大震災と原発事故によりまして低迷をし、5月には日本の原子力発電を全て停止したため電力不足となる事態も生まれ、経済はなかなか回復のめどが立ちませんでした。そのような中、12月の衆議院議員総選挙で政権が交代をし、金融緩和策による円安傾向や株価回復等で、実体より先行していると言われてはいますが、経済回復の兆しが見られているところではあります。

また、経済対策として大型の補正予算が生まれ、当町におきましても、その有利な補助や起債を受けて学校施設の耐震化工事や道路舗装等の補正予算を組みましたが、全て平成25年度への繰り越しとなっています。

我が町の財政状況でございますが、継続費で進めてきました神崎小学校・幼稚園の整備最終年ということや平成23年度からの繰越額が多かったことなどで、普通会計歳出総額は昨年より11億7,945万1,000円多い90億9,834万円となりました。歳入歳出差し引き額は2億73万2,000円で、一般財源1,548万4,000円を平成25年度へ繰り越しましたので、実質収支額は1億8,524万8,000円となっています。

歳入における経常一般財源は対前年0.5%増の54億3,819万7,000円で、地方税、地方譲与税、各交付金が減り、普通交付税や臨時対策債がふえています。歳出における経常一般財源は1.5%減の49億5,097万9,000円で、人件費や公債費が減っていますが、扶助費や物件費がふえています。これらによりまして経常経費割合は若干減り、経常収支比率は91.0%と1.9ポイント改善しました。

財政健全化指標である実質公債費比率は平成24年度の3カ年平均比率は18.0%で、昨年より1.7ポイント改善しています。平成25年度予算時点までは17.9ポイントと見込み、平成26年度に18%未満とする計画が1年早く達成する予測をしていましたが、0.1ポイント届きませんでした。また、将来負担比率も80.2%と昨年から2.2ポイントの改善となっています。

特別交付税につきましては、当初見込みよりも2億1,646万円多い5億1,646万円を受けることができました。これらを積むことにより、財政調整基金残高は11億6,867万9,000円と昨年より3億3,832万9,000円増額しています。実質単年度収支は5億415万4,000円と多くを残しましたが、普通交付税の額は合併一本算定になると5億2,000万円程度減る予定ですので、歳出の規模を縮小していかなければなりません。

普通会計の決算数値の前年度比較については2ページのとおりでございます。

次に、途中省略させていただきまして、4ページをお願いいたします。一般会計歳出での主な事業や特徴的な事業について目的別に説明します。

議会費では、収支に特に影響はありませんが、1月に神河町議会基本条例が施行され、3月に議員定数を次回の一般選挙から12名に削減する条例が可決されました。

総務費の一般管理費では、コンピューター使用料に7,866万9,000円、保守点検委託料に107万5,000円、セキュリティソフト更新手数料に107万5,000円を支出しています。職員の資質向上のために1人6回の4班で開講したマナー研修の講師料が84万円、病院充実のため神戸大学寄附講座の寄附金として3,300万円支出しました。また、7月から外国人登録がなくなり住民票を作成することになりましたが、その法務省情報連携設定作業委託料が15万1,000円でございます。

財産管理費では、神崎小学校学童生徒用のバス停留所を神崎支庁舎に整備しました工事請負費が1,233万8,000円、役場1階の照明省エネ化工事費が207万9,000円でございます。

町民の交通対策として、地方バス等公共交通維持確保対策補助金が685万円、コミュニティバス運行委託料6,988万9,000円、路線バスコミュニティ料金化事業負担金362万5,000円、またJR山陰本線・播但線輸送改善事業補助金として204万円を支出しております。コミュニティバスの利用者は一般で1,568名減の7万3,214人、中学生等定期券利用者を含めると1,072人増の25万3,262人となっています。

10月から情報センターの職員3名を減員し、番組制作事務を外部委託しましたが、その委託料が821万1,000円でございます。

12月16日に第46回衆議院議員総選挙が行われましたが、執行費用は808万3,000円で、適正に執行されました。

民生費の心身障害者福祉費では、4月から障害者福祉サービスを受けるには計画書が必要となり、平成27年度までに段階的に適用されますが、香翠寮への相談支援委託料148万7,000円、町内のバリアフリー施設案内看板設置は16万2,000円でした。

児童福祉費では、子どもを健やかに生み育てる支援金に345万円、平成24年2月、3月の子ども手当に3,268万5,000円、平成24年4月からの児童手当に1億

5,403万円、保育所の運営委託料に1億8,002万7,000円、延長保育促進事業補助金を1,074万1,000円を支出しております。6月までは子ども医療費として小学4年生以上の入院、通院と中学生の入院の拡充助成をしましたが、7月からは中学生までの医療費無料化を実施しました。これにより乳幼児等医療費は対前年997万4,000円増額の3,107万1,000円で、これを含めた医療助成費のシステム改修委託料が577万5,000円でございます。

衛生費の企業会計補助金では、病院に4億6,000万円、水道事業会計に6,700万円、下水道事業会計に4億3,000万円を補助しました。

予防接種では、9月からのポリオのワクチンが生から不活化に変更になり、接種回数が2回から4回にふえ、11月からは3種混合ワクチンにポリオを加え、4種混合ワクチンとなりました。国の方針では予防接種は集団でなく個別接種を勧奨している中で、昨今の予防接種の種類がふえているため、医療機関の負担が懸念されるところでございます。医薬材料費に1,205万2,000円、個別接種委託料に1,605万円でございます。

健診事業では、特定基本健診受診者数は横ばいですが、婦人健診は2年に1回となったため減っています。特定健診事業309万8,000円、がん等各種検診事業746万6,000円、婦人健診事業は273万6,000円でございます。

中播北部行政事務組合クリーンセンターの負担金は3億3,799万2,000円、火葬場分は2,003万4,000円、中播衛生施設事務組合負担金は4,203万8,000円でございます。

次に、農林水産業費では、中播農業共済事務組合負担金1,041万9,000円、中山間地域等直接支払交付金事業1,418万6,000円、神河町地域農業推進協議会補助金354万9,000円、鍛治用水路改修工事と日和農道新設工事に1,918万円、その他町単独土地改良事業に536万7,000円を支出しております。有害鳥獣対策事業では、鹿、イノシシの金網柵7,085メートル、電気柵は225メートルを設置、シカ捕獲実施隊編成支援事業委託料789万5,000円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金342万3,000円でございます。カドミウム対策として、湛水栽培と代かき強化の取り組み指導を行う一方、土壌調査や立毛調査を継続して行い、カドミウムを吸収する長香穀を栽培する植物浄化技術の導入、普及推進委託料に121万4,000円を支出いたしました。調査の結果は全て基準以下の問題ない数値となりました。また、農業施設フードセンターの空調設備改修工事に891万8,000円を支出いたしました。地籍調査事業は順調に推移をしております、平地部の再調査は南小田・上小田地区、高朝田・宮野地区などを、山林調査は作畑地区を実施しました。

林業費では、千ヶ峰・三国岳線工事費負担金に717万円、環境対策育林事業補助金545万4,000円、緊急防災林整備事業補助金875万9,000円、針葉樹と広葉樹の混合林整備事業補助金に1,898万5,000円を支出しています。林道水谷

線舗装新設工事に1,350万円、林道補修事業に335万2,000円を支出しています。11月4日に峰山でひょうご森のまつりが知事を迎え開催され、5,500人の参加がありましたが、その地元市町負担金が180万円でございます。

商工費では、商工会補助金が2,060万円、商工振興事業補助金が200万円、観光振興費では、観光施設修繕料が1,052万1,000円、農村環境改善センター指定管理料350万円、グリーンエコー笠形体育施設指定管理料700万円、夏まつり事業委託料300万円、地域の夢推進事業での福本藩陣屋跡庭園改修委託料に300万円等を支出しています。また、ヨーデルの森駐車場リニューアル工事に413万3,000円、ヨーデルの森浄化槽膜ユニット・散気管改修工事に618万円、ヨーデルの森備品購入に471万2,000円、ホテルモンテ・ローザ真空式温水ボイラー等改修工事に600万円、観光協会補助金に708万円を支出しています。

大河内高原整備費では、峰山高原ホテル空調設備更新工事に5,859万2,000円、地域の夢推進事業の砥峰高原駐車場整備工事に546万6,000円でございます。

町内観光施設の入り込み客数は70万7,002人で、対前年度2.7%の伸びでありました。

土木費の道路整備では、電源立地地域交付金事業の川上太田ダム線のり面修繕工事に1,223万6,000円、同じく町道谷垣内重行線のり面修繕工事に1,106万7,000円、しんこう大橋の木製高欄が腐食していましたので、歩道側の擬木での改修に1,646万円、その他道路維持補修に1,625万円を支出しました。

町道神崎・市川線に702万3,000円、町道水走り中河原線に945万4,000円、町道栗賀・柏尾・貝野線では24年度分が9,307万6,000円で、23年繰り越しが6,469万9,000円でありました。橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託に333万2,000円、二本木線道路改良を含む地域交流館、寺前公民館整備事業の工事請負費に1億221万2,000円を支出しました。

消防費の常備消防費の姫路市消防局消防事務委託料では、救急無線のデジタル化もあり、1億3,927万8,000円を支出しております。

非常備消防団活動事業で1,584万5,000円、消防施設管理事業と整備事業で641万3,000円、河川量水標設置等災害対策事業に335万5,000円を支出しました。

次に、教育費でございますが、平成21年度から継続費で整備しました神崎小学校・幼稚園の校舎、園舎、プール新築とグラウンド整備と体育館の改修が終了しました。平成24年度の小学校施設整備工事は9億4,935万6,000円、幼稚園施設整備工事は2億6,745万5,000円でございます。

社会教育では、長期山村留学業務委託料が1,982万5,000円、社会体育では、町民グラウンドの改修工事が1,464万1,000円でございます。

3月の国の大型補正によりまして、中学校の多目的ホール、体育館、寺前小学校体育

館、長谷小学校体育館の天井構造物の耐震化と越知谷幼稚園の耐震化建築工事の採択を受けましたが、全額25年度に繰り越しました。

公債費の元金は11億5,500万8,000円で、うち1億2,940万4,000円の繰り上げ償還をしました。利子は1億4,786万6,000円でございます。

災害復旧費では、平成23年度災害の残りと6月の台風4号によるものは、農業施設災害復旧工事の上岩栗谷頭首工ほか1件で46万8,000円、町単独林道施設災害復旧工事林道市川左岸線の土砂除去に13万9,000円、公共土木施設の中茶屋川災害復旧工事で170万1,000円、町単独土木施設では、足尾川しゅんせつ工事ほか7件で734万5,000円でございます。平成23年度繰り越しでは、農地災害の御弓場農地復旧工事77万7,000円、農業施設災害復旧工事で加納上井頭首工ほか8件、2,940万6,000円、林業施設災害復旧費では林道黒川新田線ほか2件で1,290万2,000円、公共土木施設災害復旧費では茶の木原橋災害復旧工事ほか8件と用地購入物件補償で4,547万6,000円でございます。

以上、平成24年度決算の概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（橋本三千也君） 会計課の橋本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、第93号議案の内容について決算書により御説明をさせていただきます。

最初に、決算書の1ページから4ページにかけて歳入の決算額を一覧表にしております。その歳入合計欄が3、4ページにありますので、お願いいたします。

歳入について、平成24年度の当初予算額は79億500万円で、その後の補正により5億9,536万6,000円の増額と平成23年度からの繰り越し財源が9億1,983万2,143円あり、最終の予算現額は94億2,019万8,143円となりました。これに対し、歳入の決算額は、収入済み額が91億4,431万2,626円、予算額に対する歳入の執行率は97.1%です。不納欠損額が426万5,451円で、収入済み額は1億2,871万8,724円となっています。

次に、決算書の5ページから8ページにかけて歳出の決算額を一覧表にしております。その歳出合計欄が7、8ページにありますので、お願いいたします。

歳出の決算額は、支出済み額89億5,537万3,163円で、予算額に対する歳出の執行率は95.1%です。翌年度繰越額が1億8,796万1,000円で、不用額は2億7,713万3,980円となり、歳入歳出差し引き残額は1億8,893万9,463円となっています。

それでは、9、10ページからの歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。歳入の第1款町税は、収入済み額20億6,968万5,952円で、歳入総額の

22.6%、不納欠損額は426万5,451円、収入未済額は7,162万7,524円で、徴収率は96.5%です。

1項町民税は5億3,354万5,455円で、不納欠損額は154万6,691円、収入未済額は2,524万7,229円で、徴収率は95.2%です。うち個人町民税は徴収率94.6%、法人町民税は徴収率は99.3%です。

2項固定資産税は14億4,276万8,994円で、歳入総額の15.8%、不納欠損額は252万3,560円、収入未済額は4,434万4,695円で、徴収率は96.6%です。

1目の固定資産税では徴収率は96.8%で、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、新野県営住宅や生野ダムなど関連の土地建物分です。

3項軽自動車税は3,156万1,000円で、不納欠損額が19万5,200円、収入未済額は203万5,600円で、徴収率は93.4%です。

4項町たばこ税は6,128万8,403円。

5項鉱産税は52万1,100円です。

2款地方譲与税は、収入済み額7,046万9,096円で、歳入総額の0.8%です。内訳については、次の11ページ、12ページのとおりでございます。

3款利子割交付金は405万8,000円、4款配当割交付金は410万7,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は93万円、6款ゴルフ場利用税交付金は1,418万7,530円で、次に13ページ、14ページ、7款地方消費税交付金は9,958万8,000円、8款自動車取得税交付金は2,538万4,000円、9款地方特例交付金は420万4,000円です。

10款地方交付税は32億3,211万6,000円で、歳入総額の35.3%です。内訳は、普通交付税が27億1,565万6,000円、特別交付税は5億1,646万円でございます。

11款交通安全対策特別交付金は284万9,000円です。

次に、15、16ページで、12款分担金及び負担金は、収入済み額1億761万379円で、歳入総額の1.2%です。

1項分担金は3,871万481円で、1目総務費分担金はケーブルテレビの加入金です。

2目農業費分担金のうち農業費では、平成23年度からの繰り越し分の中山間地域総合整備事業、日和農道分と農業体質強化基盤整備促進事業・鍛治用水路分合計で475万387円、農村総合整備事業村づくり型・鍛治用水路分で152万5,335円です。林業費では、林道寺谷線ほか町単独林道補修事業に係る分で26万8,275円。

3目土木費分担金は、社会資本整備総合交付金事業の寺前区地域交流館分です。

4目災害復旧費分担金は、農業・林業施設災害復旧事業に係るもので、23年度からの繰り越し分も含め、農業施設災害事業分の90万2,446円と繰り越し分の林業施

設災害復旧事業分の112万2,158円です。

2項負担金は6,889万9,898円で、1目民生費負担金は、寺前保育所、神崎保育園等の運営負担金。

次に17、18ページで、2目衛生費負担金は1,072万7,087円で、中播北部行政事務組合からの職員給与分が主なものです。

3目農業費負担金は、中播農業共済事務組合からの職員給与分でございます。

4目土木費負担金は、県土木事務所の職員出向の人件費分でございます。

13款使用料及び手数料は、収入済み額2億3,716万1,110円で、歳入総額の2.6%です。

1項使用料は2億2,921万7,990円で、1目総務使用料は、過年度分も含めてのケーブルテレビ利用料1億3,506万440円が主なもので、収入未済額207万3,050円はケーブルテレビ利用料分です。

2目衛生使用料は、過年度分を含めての合併処理浄化槽の保守管理受託分で、収入未済額は8万2,740円です。

3目土木使用料では、住宅使用料は3団地の過年度分を含め1,482万4,810円で、収入未済額は27万4,980円、次の道路使用料は901万9,620円、町営駐車場使用料は455万4,840円などです。

次に、19、20ページ、4目教育使用料は、幼稚園の保育料、預かり保育料で1,150万2,100円、地域交流センター使用料409万1,800円、学童保育クラブ施設使用料428万4,500円や町民温水プール使用料1,442万510円などです。

2項手数料は794万3,120円で、1目総務手数料では、ケーブルテレビ端末機器設置手数料や税関係諸証明に係る町税の手数料のほかに、戸籍住民基本台帳関係の諸証明手数料などで、収入未済額8,900円はケーブルテレビ端末機器設置手数料分です。衛生手数料は、し尿くみ取りなどの手数料で、次に、21、22ページで、土木手数料は、屋外広告物許可手数料などです。

14款国庫支出金は、収入済み額8億9,972万1,436円で、歳入総額の9.8%です。

1項国庫負担金は6億5,070万6,955円で、1目民生費国庫負担金では、1節の私立保育所運営費で5,23万7,045円、2節の国保基盤安定負担金で327万3,825円、3節の心身障害者福祉費で9,120万4,596円、4節の子ども手当交付金と5節の児童手当交付金を合わせ1億2,839万6,489円、教育費国庫負担金は、継続費分も含めて神崎小学校の施設整備費国庫負担金です。災害復旧費国庫負担金は、次の23、24ページで、茶ノ木原橋など23年度からの繰り越し分を含めての公共土木施設災害復旧に係る国庫負担金です。

2項国庫補助金は2億4,635万4,725円で、1目総務費国庫補助金は、合併

市町村補助金です。

2目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業補助金177万3,000円や子育て支援交付金317万1,000円などです。

3目衛生費国庫補助金は、感染症予防事業の補助金93万5,000円が主なものです。

4目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金では、神崎・市川線や水走り中河原線の道路整備事業交付金が812万6,725円、栗賀・柏尾・貝野線の平成23年度からの繰り越し分も含めての社会資本整備総合交付金5,428万5,000円などです。都市計画費補助金では、寺前区地域交流館新築、二本木線道路改良の社会資本整備総合交付金4,063万9,000円、住宅費補助金では、空き家利活用再生等の社会資本整備総合交付金575万6,000円などです。

5目教育費国庫補助金は、平成23年度からの神崎小学校・幼稚園の整備に係る継続費分の学校施設環境改善補助金交付金で、1節の小学校費で6,714万3,000円、次の25、26ページの3節の幼稚園費で5,836万1,000円などが主なものです。

3項国庫委託金は265万9,756円で、総務費国庫委託金は、中長期在留居住地届出事務委託金15万2,000円など、民生費国庫委託金は、国民年金事務委託金243万1,126円が主なものです。

15款県支出金は、収入済み額5億1,770万841円で、歳入総額の5.7%です。

1項県負担金は1億5,882万6,510円で、1目総務費県負担金は、移譲事務市町交付金、2目民生費県負担金では、1節の保育所運営費で2,811万8,522円、2節の国保の保険基盤安定負担金で2,439万3,555円、3節の心身障害者福祉費負担金で4,906万2,039円、次の27、28ページで、4節の後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金で2,507万6,892円、5節の子ども手当交付金と6節の児童手当交付金を合わせて2,854万2,832円です。

2項県補助金は3億2,014万7,733円で、1目総務費県補助金は、バス対策補助金394万5,000円、コミュニティバスの運営補助金609万4,000円、町道川上太田ダム線のり面改良工事等の電源立地地域対策交付金事業補助金2,305万3,000円などです。

2目民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金では民生児童委員活動費用などの社会福祉事業に対する補助金、2節老人福祉費補助金では、老人クラブに係る補助金です。次の29、30ページで、3節医療助成費補助金では、それぞれの医療に対する補助金、4節児童福祉費補助金では、地域子育て特別支援事業分と児童虐待防止緊急強化事業に係る子育て支援対策臨時特例交付金372万2,000円や保育対策等促進事業補助金716万円などです。

3目衛生費県補助金は、妊婦健診、健康増進事業、自殺対策強化やワクチン接種緊急促進事業などの補助金です。

4目農林業費県補助金の1節農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金1,063万9,483円、地籍調査事業補助金3,637万5,000円、次の31、32ページで、平成23年度から日和農道の繰り越し分の中山間地域総合整備事業340万円、シカ捕獲実施隊編成支援事業補助金394万7,500円、鳥獣被害防止総合対策費用補助金1,529万6,000円、鍛治用水路分の繰り越し分の農業体質強化基盤整備促進事業635万円などです。2節の林業費補助金では、緊急防災林整備事業補助金902万1,730円、針葉樹林と広葉樹林の混合林整備事業で1,957万1,000円、林道水谷線改良事業に伴う補助金688万円などです。

5目商工費県補助金は、峰山宿泊施設起債償還補助金4,755万9,000円や福本藩池田陣屋跡の庭園改修や砥峰高原駐車場整備に係る地域の夢推進事業補助金400万円。

6目土木費補助金は、防災情報発信基盤整備に係る地域の夢推進事業補助金588万円。

消防費県補助金は、避難所看板設置に係る地域の夢推進事業補助金です。

8目教育費県補助金は、小学校体験活動補助金163万6,000円や、次の33、34ページで、中学校のトライやる・ウィーク事業補助金45万円、ひょうご放課後子どもプラン推進事業309万5,000円などとなっています。

9目災害復旧費県補助金は、平成23年度からの繰り越し分の頭首工、農地に係る農業施設災害復旧補助金3,121万5,887円や林道に係る林業施設災害復旧事業補助金883万9,000円などです。

3項県委託金は3,872万6,598円で、総務費県委託金は、県民税の徴収委託金1,830万3,726円、衆議院選挙に係る委託金808万3,115円や各種統計調査の委託金です。

2目民生費県委託金の500円は、社会福祉統計事務交付金です。

3目衛生費県委託金は、歳入はありません。

次に、35、36ページで、4目農業費県委託金は、地産地消学校給食推進事業委託金、5目商工費県委託金は、砥峰高原の自然交流館の管理運営に係る委託金です。

6目土木費県委託金は、県道などの用地取得事務委託金202万2,379円やチェーン脱着所維持管理委託金123万円などです。

7目教育費県委託金は、道徳教育推進地域・推進校実施委託金19万円や水辺の自然環境学習事業委託金35万円などとなっています。

16款財産収入は、収入済み額1,123万4,424円で、歳入総額の0.1%です。

1項財産運用収入は873万816円で、1目利子及び配当金は各基金から生じた利

子で、2目財産貸付収入は、歯科診療所テナント等貸付料159万7,200円、駐車場貸し付け128万7,600円や、次の37、38ページで、医療法人白鳳会等、その他貸し付け245万2,444円などで、収入未済額5万3,600円は川崎住宅跡地貸し付け分です。

2項財産売り払い収入は250万3,608円で、不動産売り払い収入は、町有地や里道水路などの売り払い収入です。物品売り払い収入は、給食配送車の売却分です。

17款寄附金は、収入済み額317万3,216円で、歳入総額の0.03%です。

1目一般寄附金は、喜楽鉱業株式会社ほかからの寄附金で、2目指定寄附金は、神河ふるさとづくり応援基金130万円や神崎青年会議所、むつみ会などからの指定寄附金37万3,280円となっています。

18款繰入金は、収入済み額9,360万2,349円で、歳入総額の1.0%です。

1項他会計繰入金は7,151万1,922円、介護療育支援事業特別会計繰り入れは建設償還分の負担金で、国民健康保険事業特別会計繰り入れは特定保健指導事業分、介護保険事業特別会計繰り入れは郡認定審査会と光熱水費など、次の39、40ページで、土地開発事業特別会計繰り入れは、貝野しんこうタウン売却に伴う収入分、振興基金特別会計繰り入れは、寺前及び長谷漁業組合への補助金分です。

2項基金繰入金は、収入済み額2,209万427円で、公共施設維持管理基金から、次の41、42ページの地域福祉基金まで、各基金の目的により取り崩しをしております。

19款繰越金は、収入済み額1億9,959万4,017円で、平成23年度からの繰り越し財源充当額5,912万9,143円を含んでの繰越金で、歳入総額の2.2%です。

20款諸収入は、収入済み額1億7,001万5,276円で、歳入総額の1.9%です。

1項町預金利子は25万6,810円、2項延滞金加算金及び過料は96万3,848円で、町税の延滞金です。

3項貸付金元利収入は244万9,262円で、住宅改修・新築資金貸し付け事業等に係るもので、収入未済額は過年度分も含めて5,214万3,362円です。

次に、43、44ページで、4項受託事業収入は44万2,260円、県道などの草刈り、草処分に係る土木事業所からの環境整備受託事業収入分です。

5項雑入は1億6,590万3,096円で、1目診療収入は、上小田、川上各診療所の診療報酬で、国保連合会からの受入金です。

2目雑入は1億6,158万6,994円で、主なものは、市町村振興交付金では宝くじの市町交付金で1,200万2,531円、集団検診実費徴収金は302万1,100円、環境対策育林事業受入金は兵庫みどり公社からの森林管理100%作戦の推進事業受入金で131万7,905円、消防団員退職報償金等受入金は消防団員の退団に

係る退職報償金で1,118万5,000円、給食事業収入は原材料分の徴収金、収入未済額は過年度も含め242万1,118円です。起債償還受入金は、中播北部行政事務組合から福本揚羽ホールの建設分476万2,800円と神崎フードから炊飯設備更新に係る償還補填381万3,863円です。10節の雑入で、100万円以上の主なものとして、次の45、46ページで、上から6行目、田舎暮らしの推進協力金が2件で572万9,000円、その下、7行目で福祉医療高額療養費給付調整金が245万7,939円、その下、長寿社会づくりソフト事業交付金は100万円、その下、5段目のかみかわ田舎暮らし推進協会支援金返還金320万円、その下、6段目で後期高齢者医療広域連合健診補助金で140万円、その下、3段目で庁有自動車損害保険受入金243万8,556円、その下、7段目で山村留学の参加費で1,030万4,940円、その下、ケーブルテレビ引き込み工事費負担金が134万950円で、収入未済額として3万3,450円があります。次の47、48ページ、上から9段目の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業返済金として500万497円、その下、コミュニティ助成事業助成金で250万円、その下、12段目ですけれども、町民グラウンド改修に伴うスポーツ振興くじ助成金で753万2,000円、その下、9段目で振興協会より社会貢献広報事業交付金378万3,225円、その下、4段目で後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金303万2,502円などです。

21款町債は、収入済み額13億7,692万1,000円で、歳入総額の15.1%です。

1目の臨時財政対策債は、地方税収等の減収に係るもので、次の49、50ページ、2目の農林業債は、千ヶ峰三国岳線の広域基幹林道開設事業、水谷林道整備事業と繰り越し分の中山間地域総合整備事業の日和農道に係るものです。

3目の商工債は、峰山高原のリラクシアの空調設備、駐車場整備に係るものです。

4目土木債の道路橋梁事業債で、町道栗賀・柏尾・貝野線の現年度分と繰り越し分の社会資本整備総合交付金事業債で9,940万円、道路整備と橋梁整備事業債では、神崎・市川線や水走り中河原線しんこう大橋高欄改修で2,400万円、河川整備事業債は、防災情報発信基盤整備事業分、都市計画整備事業債は、寺前地域交流館整備に係るものです。

5目の教育債は、継続事業で実施してました神崎小学校・幼稚園の整備に係るものです。

6目の災害復旧事業債は、農業施設や林業施設、公共土木施設の繰り越し事業分も含めての災害復旧に係るものです。

以上で歳入を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 会計管理者、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分といたします。

午後2時17分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き平成 2 4 年度の歳入歳出決算の説明を受けます。

会計管理者、どうぞ。

○会計管理者兼会計課長（橋本三千也君） それでは、5 1、5 2 ページからの歳出を説明させていただきます。説明についてなんですけども、町長の提案説明の中で大体の項目が出ておりまして、私と大分重複するところがありますので、私のほうの説明は歳出については款項の金額のみを朗読させていただきまして、後の実質収支からについては再度詳しく説明をさせていただきますので、御了解をいただきたいと思ひます。

それでは、5 1、5 2 ページからは歳出、第 1 款議会費は、支出済み額 1 億 1 7 7 万 6, 1 5 8 円で、歳出総額の 1. 1 % です。説明資料は 1 4 ページとなっております。

次に、2 款総務費は、支出済み額 1 3 億 1, 4 8 4 万 1, 0 3 2 円で、歳出総額の 1 4. 7 % です。説明資料は 1 4 から 1 9 ページです。1 項総務管理費は 1 2 億 1, 6 8 7 万 4, 4 4 8 円です。

次に、6 9、7 0 ページ、2 項徴税費は 7, 3 1 0 万 9, 8 8 9 円、3 項戸籍住民基本台帳費は 8 6 6 万 1, 4 6 5 円、4 項選挙費は 1, 5 1 3 万 3, 4 9 9 円、次の 7 7、7 8 ページに飛びます。5 項統計調査費は 4 5 万 1, 5 0 0 円、次の 7 9、8 0 ページ、6 項監査委員会費は 6 4 万 7, 2 6 0 円。

次に、8 1、8 2 ページで、3 款民生費は、支出済み額 1 1 億 8, 4 2 9 万 9, 0 4 6 円、歳出総額の 1 3. 2 % です。説明資料は 1 9 ページから 2 3 ページです。

1 項の社会福祉費は 7 億 9, 7 3 8 万 6, 3 7 6 円、次に、9 1、9 2 ページに飛びまして、2 項児童福祉費は 3 億 8, 6 9 1 万 2, 6 7 0 円、3 項の災害救助費は支出はありません。

4 款衛生費は、支出済み額 1 5 億 9, 3 1 1 万 7, 8 0 5 円で、歳出総額の 1 7. 8 % です。説明資料は 2 3 から 2 6 ページでございます。

1 項保健衛生費は 6 億 7, 1 3 0 万 6, 1 0 9 円で、次の 9 9、1 0 0 ページで、2 項環境衛生費は 7, 1 8 3 万 6, 9 8 4 円、3 項清掃費は 8 億 4, 9 9 7 万 4, 7 1 2 円です。

次に、1 0 3、1 0 4 ページで、5 款農林水産業費は、支出済み額 3 億 8, 4 9 1 万 5, 5 2 0 円で、歳出総額の 4. 3 % です。説明資料は 2 6 から 3 0 ページです。

1 項農業費は 2 億 9, 8 6 1 万 7 0 5 円、次に、1 1 3 ページ、1 1 4 ページ、2 項林業費は 7, 9 7 5 万 4, 8 1 5 円、3 項水産業費は 6 5 5 万円。

6 款商工費は、支出済み額 2 億 5, 1 6 4 万 2 2 5 円です。歳出総額の 2. 8 % で、説明資料は 3 0 ページから 3 2 ページとなっております。

次に、1 2 3、1 2 4 ページ、7 款土木費は、支出済み額 4 億 8, 4 9 7 万 5, 0 1

6円、歳出総額の5.4%です。説明資料は32ページから35ページです。1項土木管理費は9,804万4,198円、次の125、126ページで、2項道路橋梁費は2億4,125万2,672円、次に、127、128ページで、3項河川費は1,635万8,400円、4項都市計画費は1億1,071万7,737円、次の129、130ページで、5項住宅費は1,860万2,009円。

次の131、132ページで、8款消防費は、支出済み額1億9,319万294円で、歳出総額の2.2%、説明資料は35、36ページです。1項消防費は1億3,919万294円。

次の135、136ページで、9款教育費は、支出済み額20億4,112万3,788円で、歳出総額の22.8%です。説明資料は36から33ページです。

1項教育総務費は7,585万6,623円です。次に、139、140ページ、2項小学校費は10億5,194万6,871円、次に145、146ページで、3項中学校費は5,854万7,511円、次に149、150ページで、4項幼稚園費は4億2,271万8,978円、次に153、154ページで、5項社会教育費は1億8,807万1,820円です。次に、163、164ページ、6項保健体育費は2億4,398万1,985円。

次に、169、170ページで、第10款公債費は、支出済み額13億288万8,437円、11款諸支出金は、支出済み額448万5,000円です。

次に、飛びまして13款災害復旧費は、支出済み額9,812万842円で、歳出総額の1.1%、説明資料は44から45ページです。同じページの1項農林水産業施設災害復旧費は4,327万1,550円です。次に、173、174ページで、2項公共土木施設災害復旧費は5,484万9,292円です。

次に、175ページで一般会計決算実質収支に関する調書では、歳入総額91億4,431万3,000円、歳出総額89億5,537万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1億8,893万9,000円となっております。そのうち翌年度へ繰り越しすべき財源は1,548万4,000円で、実質収支額は1億7,345万5,000円です。

次の176、177ページで、財産に関する調書では、土地の決算年度中の増減は、行政財産では、閉校に伴い、川上小学校用地を学校からその他施設に変更し、その他施設であったゆめ花館用地1,187.93平米のうち921.19平米を神崎小学校用地に変更したことにより、学校、幼稚園で5,285.55平米減少し、その他施設用地で5,018.81平米が増加し、差し引き266.74平米が減少しています。

普通財産では、宅地で土地開発基金所有の中村地内の1筆225.99平米を購入し、うち50平米を売り払い、差し引き175.99平米の増加となり、その他では、新野の土地1筆68平米を売り払っており、差し引き107.99平米の増となり、土地全体では158.75平米減少しています。

建物についてです。学校、幼稚園で川上小学校の木造、非木造合計で1,744平米、幼稚園で198平米を閉校、閉園に伴い、その他施設に変更し、新築により神崎小学校木造、非木造計で5,524.31平米と神崎幼稚園で1,086.36平米が増となり、差し引き4,638.67平米の増、観光交流施設では、誤りにより、かんざき大黒茶屋をその他施設から変更し、64.98平米の増、その他施設では、川上小学校・幼稚園及び大黒茶屋の変更に伴うものとゆめ花館の取り壊しにより354.98平米の減とケアステーションかんざきが普通会計のため、病院から移管したことにより725.53平米の増となり、差し引き合計で1,552.04平米の増となりました。その結果、全体で木造が3,549.05平米、非木造で2,706.64平米、合計で6,255.69平米の増となっております。

次の178ページで、有価証券及び出資による権利には増減はありません。

次の179ページで、債権では、住宅資金等貸付金で元利返済による207万6,000円の減、医師修学資金貸与金で480万円の増で、差し引き272万4,000円の増となっています。

基金では、おのおのの目的により取り崩し、積み立てを行っております。財政調整基金は3億3,832万9,000円を積み立て、11億6,867万9,000円となり、基金合計では決算年度中の増減は合計で3億5,225万1,000円の増で、年度末現在高は14億839万円となっています。

次の180ページで、物品では、普通乗用車1台と軽四自動車2台の計3台が減となっております。

以上で、歳入歳出決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

以上で第93号議案の提案説明が終わりました。

次に、第94号議案、平成24年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第94号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。神河町介護療育支援事業は、神崎郡3町と姫路市が共同で運営しております。障害を持つ子供の療育や家庭への直接的支援はもとより、学校や各町保健担当、健康福祉事務所との連携を通して障害を持つ子供たちを支えています。

今年度の小児療育延べ利用児数は、就学前児839人、就学児1,528人、合計2,367人です。収入済み額5,754万938円、支出済み額5,103万9,365円、歳入歳出差し引き残額は650万1,573円でございます。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして病院総務課副課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長、詳細説明をしてください。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。

それでは、介護療育支援事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金は、市川町、福崎町、姫路市からの運営費の負担金2,495万8,000円でございます。

2款繰入金の1目一般会計繰入金は、神河町の運営負担金で1,182万円、2目老人訪問看護事業特別会計繰入金100万円は、ケアステーションの事務所を訪問看護ステーションが利用していることから、訪問看護事業からの事務所の賃貸料としましての負担金でございます。

次に、4款諸収入、1項事業収入でございますが、障害児の通園事業収入で981万9,503円でございます。

次に、2項受託事業収入122万9,358円は、スタッフを各町の介護予防教室などに講師として派遣した事業収入でございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款業務費4,465万1,961円でございます。これにつきましては、人件費が主なものでございます。給料及び職員手当は、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、ケースワーカーの4名分でございます。共済費は、その4名の共済費及び嘱託及び臨時職員の社会保険料等でございます。賃金につきましては、嘱託及び臨時職員の保育士各1名と嘱託事務員の3名分で742万5,995円でございます。その他につきましては経費でございます。中でも、光熱水費の需用費が269万1,815円、次に、8ページから次の10ページの清掃維持管理を初めとした委託料が133万5,123円と多くを占めております。

3款諸支出金の一般会計繰出金638万7,404円は、建設償還金の負担分でございます。

次に、11ページ、12ページには実質収支に関する調書と財産等に関する調書をつけておりますので、御参照いただければと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上で第94号議案の提案説明が終わりました。

次に、第95号議案、平成24年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第95号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件で

ざいます。本会計は、本年3月の補正予算におきまして、医療費高騰による収支の悪化から、財政調整基金約9,500万円を投入して収支を調整する提案を行ったところですが、本年6月の常任委員会において、決算見込みとして歳入の国県支出金や各種交付金の増額等により財政調整基金の投入をゼロとし、かつ約3,000万円の繰越金を計上することが可能となる報告を行ったところでございます。

それでは、決算の概要を御説明申し上げます。歳入では、国民健康保険税が2億7,023万8,000円、国庫支出金が3億1,590万5,000円、療養給付費交付金が9,780万1,000円、前期高齢者交付金が2億5,357万3,000円、県支出金が1億3,875万2,000円、共同事業交付金が1億8,158万2,000円、繰入金5,964万8,000円、繰越金4,407万5,000円などで、歳入合計は13億6,334万5,000円となっております。

歳出では、総務費が2,083万3,000円、保険給付費が9億1,195万6,000円、後期高齢者支援金等が1億4,757万7,000円、介護給付費が6,611万8,000円、共同事業拠出金が1億6,052万7,000円などで、歳出合計は13億2,920万6,000円となっております。歳入歳出差し引き額3,413万9,000円となり、実質収支額も同様となっております。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

それでは、説明をさせていただきます。決算書の1ページをごらんください。歳入の部につきまして、まず構成比の高い事項を歳入に占める割合と内容を説明いたします。

1款国民健康保険税は、歳入の約20%を占め、被保険者が納めていただくものでありまして、その内訳は、医療給付費分として約67%、後期高齢者支援分約24%、介護分約9%の3つから成り立っております。

3款及び6款の国及び県支出金は、国県合計で歳入の約33%を占めており、前年度の構成比23%から10%の伸びをしております。国県支出金は一般被保険者に対する措置であります。

4款療養給付費交付金は、歳入の約7%を占め、退職者分について医療費等経費から保険税を控除した額が社会保険支払い基金より交付されております。

5款前期高齢者交付金は、約19%を占め、65歳以上75歳未満の加入率と医療費により算出をされます。この交付金の額は、当該年度の概算額から前々年度の概算額と確定額の差額を差し引く方式となっております。

7款共同事業交付金は、約13%を占めております。

それでは、事項別明細書 5 ページから収入済み額を中心にいたしまして、主な項目とあわせまして顕著な増減部分を前年度比較にて説明をいたします。なお、時間短縮のため 100 円以下は読み上げを省略させていただきます。

1 款国民健康保険税の総額は 2 億 7,023 万 8,000 円で、収入済み額が 7,272 万 7,000 円であります。収入額の内訳は、1 目一般被保険者分 2 億 3,570 万 1,000 円で、うち現年分が 2 億 2,423 万 2,000 円、滞納分 1,146 万 8,000 円で、税の 3 区分は備考のとおりでございます。

2 目の退職被保険者分は 3,453 万 7,000 円で、うち現年分 3,379 万 4,000 円、滞納分 74 万 2,000 円でございます。税の 3 区分は備考のとおりでございます。

2 款の使用料及び手数料は 8 万 9,000 円で、保険税の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金の総額は 3 億 1,590 万 5,000 円で、前年比約 7,900 万の増額です。内訳は、1 項国庫負担金 2 億 4,459 万 2,000 円、1 目療養給付費等負担金が 2 億 3,606 万 9,000 円で、保険者負担額の 32% が交付されるものでございます。

7 ページをごらんください。2 目の高額医療費共同事業負担金が 726 万 3,000 円で、国、県おのおの、歳出の共同事業拠出金の 4 分の 1 が交付をされます。

3 目の特定健診負担金は 126 万円で、40 歳以上 75 歳未満の特定健診、保健指導事業費の国、県おのおの 3 分の 1 が交付されるものでございます。

2 項の国庫補助金 7,131 万 3,000 円の内訳は、1 目財政調整交付金で、1 節の普通調整交付金は、財政力が一定水準以下の市町に、その程度の応じ交付されるものでございます。

4 款の療養給付費国庫負担金は 9,780 万 1,000 円で、前年比約 3,200 万円の増額です。現年分でございます。

5 款前期高齢者交付金は 2 億 5,357 万 3,000 円で、この交付金は前年比約 1 億 1,000 万円の減額でございます。

9 ページをごらんください。6 款県支出金の総額は 1 億 3,875 万 2,000 円で、前年比約 6,400 万円の増額となっております。内訳は、1 項県負担金 852 万 3,000 円のうち、1 目の高額医療費共同事業負担金 726 万 3,000 円、2 目特定健診等負担金 126 万円、2 項の県補助金 1 億 3,022 万 9,000 円のうち、1 目財政調整交付金 1 億 2,860 万 9,000 円、2 目国保育成指導費補助金 162 万円でございます。

7 款の共同事業交付金は 1 億 8,158 万 2,000 円で、前年比約 4,600 万円の増額でございます。内訳は、備考欄の高額医療費共同事業交付金 3,585 万 8,000 円は、80 万円以上の医療費に対しまして、歳出の共同事業拠出金の 2 分の 1 相当が交付されます。保険財政共同安定化事業交付金は 1 億 4,572 万 3,000 円で、

30万円以上80万円未満の医療費に対し、歳出の同拠出金と同額が交付されるものでございますけれども、24年度におきましては、医療費が伸びたことによりまして、歳入のほうが多くなってございます。

8款の財産収入は17万7,000円で、財政調整基金利子でございます。

11ページ、9款繰入金は、一般会計からの繰入金で5,964万8,000円であります。内訳は、1節保険基盤安定繰入金で、備考欄の保険税軽減分3,034万2,000円と保険者支援分654万7,000円、2節職員給与費等繰入金1,655万9,000円、3節出産育児一時金繰入金84万、4節財政安定化支援事業繰入金は交付税算入分であり、535万9,000円でございます。

10款の繰越金は、前年度繰越金で4,407万5,000円でございます。

11款諸収入は150万円でございます。13ページの1項雑入、2目返納金19万7,000円、3目雑入は95万1,000円で、内容は備考欄のとおりでございます。2項の延滞金及び加算金は、一般被保険者分で35万1,000円でございます。

以上、歳入合計が13億6,334万5,755円で、前年比では約2,400万円の増額でございます。

続きまして、歳出の部でございますが、決算書の3ページをお願いいたします。まず、構成比の高い事項の内容を説明いたします。

2款保険給付費は、歳出の約69%を占めまして、1項医療諸費は、国保事業制度の本体をなすものでございます。一般被保険者、退職被保険者に分けて運営をしております。

3款後期高齢者支援分は約11%を占めまして、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして平成20年度から設けられ、厚生労働省の基礎数値をもとに積算をしております。

7款の共同事業拠出金は約12%を占めまして、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金から成り、いずれも再保険の掛金的な性格になってございます。

それでは、事項別明細書15ページから主な項目と顕著な増減分を前年比較で説明いたします。

1款総務費の総額が2,083万3,000円、1項総務管理費は2,036万1,000円で、節の区分の主なものは、給料、職員手当、共済費、委託料で、詳細は記載のとおりでございます。

2項徴税費は41万8,000円で、賦課徴収費でございます。

17ページの3項運営協議会費は5万4,000円であります。

2款保険給付費の総額は9億1,195万6,000円で、前年比較で約1億円、12%の増額となっております。医療費高騰の証左でございます。

1項療養諸費の目の欄をごらんいただき、頭についてございます一般、退職の後の療養給付費と療養費の違いを申し上げます。療養給付費は、通常の診察、処置、治療、看護の医療行為でありまして、被保険者は負担分3割等のみ支払う方式でございます。

現物支給と言われております。一方、療養費は、補装具などで被保険者が一旦全額をお支払いしまして、国保連合会の審査の後、適正であれば7割等が現金支給される方式であります。

それでは、内訳は、1項療養諸費8億578万9,000円で、前年度比較が約8,000万円、11%の増でございます。

1目一般被保険者療養給付費は、件数が4万58件でありまして、7億2,394万1,000円で、9%の増でございます。

2目の退職被保険者は4,313件ございまして、7,340万5,000円、40%の増でございます。

3目の一般療養費は985件、額が433万8,000円で、22%の伸びを示しております。

4目の退職療養費は、79件で35万8,000円で、これも14%の伸びを示しております。

5目の審査支払い手数料は、レセプト点検手数料などで174万4,000円でございます。

2項の高額療養費1億301万4,000円で、前年度比較で約2,400万円、30%の増でございます。内訳は、1目一般分1,489件、9,215万円、2目退職分106件で1,086万4,000円でございます。

19ページをお願いいたします。4項出産育児諸費は、件数が3件で、前年比12件の減は、出生率の減が如実にあらわれたところでございます。金額は126万円でございます。

5項の葬祭諸費、件数が20件、100万でございます。

6項精神・結核医療付加金は、720件で89万2,000円でございます。

21ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等は1億4,757万7,000円で、1目後期高齢者支援金は、厚生労働省の基準により積算したものでございます。

4款前期高齢者納付金等は14万8,000円で、平成20年度から創設され、厚生労働省の基準により前期高齢者の加入率、医療費から積算した額でございます。

23ページの6款介護給付費は6,611万8,000円で、同じく厚労省の基準により積算をしたものでございます。

7款の共同事業拠出金の総額は1億6,052万7,000円で、1目高額医療費拠出金2,889万4,000円は、医療費が1件80万を超える場合、その一部が補填されます。2目の保険財政共同安定化事業拠出金は1億3163万3,000円で、1件が30万以上80万円未満の医療費の拠出金でございます。

8款の保健事業費の総額が857万8,000円で、内訳は、1項特定健診等事業費581万円、これにつきましては、40歳から75歳未満を対象とした特定健診、保健

指導に係る経費でございます。

25ページをお願いいたします。2項保健事業費は276万7,000円、これにつきましては、無受診家庭への記念品や制度啓発パンフ、人間ドック、脳ドックなどに係る経費でございます。

9款基金費は17万7,000円で、財政調整基金の貯金利子積立金であります。

10款諸支出金の総額が1,327万9,000円で、1項1目国保税還付金64万5,000円、2目国庫支出金返納金は869万2,000円で、詳細は備考に記載のとおりでございます。

27ページの2項繰出金は24万9,000円、内容は特定健診、保健指導に係る事務経費でございます。

11款の予備費はゼロでございます。

以上、歳出合計が13億2,920万6,403円で、前年比でいいますと約3,400万円の増額であります。

なお、29ページに決算実質収支を記載をしております。

24年度国民健康保険特別会計の決算の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第95号議案の提案説明は終わりました。

次に、第96号議案、平成24年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第96号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

それでは、決算の概要を御説明申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料が1億1,325万1,000円、繰入金が4,065万3,000円などで、歳入合計は1億5,559万円となっております。

歳出では、総務費が725万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,653万円などで、歳出合計は1億5,379万2,000円となっており、歳入歳出差し引き額は179万8,000円で、実質収支額も同様となっております。

以上、決算の概要でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。歳入の部につきまして、まず構成比の高い項目を述べさせていただきます。1款の後期高齢者医療保険料は、歳入の約73%を占めております。被保険者が納めていただくものでございまして、保険料の内訳は、年金から天引きする特別徴収と、それ以外の普通徴収がございまして。

3款繰入金は、歳入の約26%を占め、一般会計からの繰入金で、内訳は、人件費、事務費と広域連合からの提示額分がございまして。

それでは、事項別明細書5ページから説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料の総額は1億1,325万1,000円で、収入未済額が68万5,000円、徴収率99.4%であります。内訳は、1目特別徴収8,977万8,000円、徴収率100%。調定額より多い3万7,000円は、年金の天引きと死亡時期が原因となりますが、後日還付の予定でございまして。

2目の普通徴収2,347万3,000円で、徴収率が現年が97.6%、過年度が77.6%となっております。

3款の繰入金の総額が4,065万3,000円、1目事務費繰入金721万7,000円、2目保険基盤安定繰入金3,343万5,000円がございまして。

以上等で歳入合計が1億5,559万908円あります。

続きまして、歳出の部がございまして。決算書の3ページをごらんください。

1款総務費は約5%を占めてございまして、職員1名の人件費と事務費であります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は約95%を占め、徴収した保険料と歳入の繰入金中の保険基盤安定分を国保連合会へ納付するものでございまして。

それでは、事項別明細書9ページをお願いいたします。

1款総務費の総額が725万1,000円で、主なものは、2節給料352万4,000円、3節職員手当143万5,000円、4節共済費174万円がございまして。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,653万円で、備考欄の保険料等負担金1億1,309万5,000円は、3月31日までに徴収した額でございまして、歳入の保険料と約15万円の差額がありますが、25年度に歳入をいたします。同じく備考欄の保険基盤安定制度負担金は3,343万5,000円がございまして、歳入の保険基盤安定繰入金と同額となっております。

以上等で、歳出の合計が1億5,379万2,616円あります。

なお、13ページに決算実質収支を記載をしております。

24年度後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明は以上でございまして。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第96号議案の提案説明が終わりました。

次に、第97号議案、平成24年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入におきましては、介護保険料として2億136万1,195円、分担金及び負担金は2,473万3,000円、国庫支出金は2億5,294万7,761円、支払い基金交付金といたしまして2億9,025万4,588円、県支出金は1億5,937万7,473円、繰入金は1億8,105万4,232円等で、歳入合計は11億1,970万492円となっております。

歳出におきましては、総務費で7,753万6,600円、保険給付費で9億8,477万2,785円、地域支援事業費で3,125万2,911円、基金積立金で1,768万7,150円等で、歳出合計は11億1,445万8,146円となり、歳入歳出差し引き額は514万2,346円でございます。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして健康福祉課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。

第97号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、5、6ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。1款介護保険料、現年度分2億136万1,195円、徴収率につきましては99.3%、これは65歳以上の方の保険料でございます。滞納繰越分102万7,115円、徴収率につきましては44.7%でございます。

2款分担金及び負担金2,473万3,000円は、神崎郡認定審査会共同設置負担金で、市川町から1,064万4,000円、福崎町から1,408万9,000円の負担をいただいております。この負担割合は、介護認定者割が50%、審査件数割が50%となっております。

続きまして、3款使用料及び手数料は、介護保険料に係る督促手数料1件100円ということで、1万9,980円でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1億7,402万2,000円は、介護給付費に係る国の負担分でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金6,928万3,000円は、高齢化率などにより調整されて交付されております。

2目地域支援事業交付金・介護予防事業分127万8,500円は、介護予防事業実施に係る交付金でございます。

続きまして、7、8ページをお願いいたします。3目包括的支援事業・任意事業分811万3,300円、5目介護保険事業費補助金25万円でございます。

5款支払い基金交付金、1目介護給付費交付金、現年度分、過年度分の合計で2億8,776万9,588円。2目地域支援事業交付金248万5,000円、これは第2号被保険者、40歳から64歳の方の保険料で、支払い基金を通して交付されるものでございます。

6款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億4,661万8,000円、介護給付費に係る県の12.5%負担相当分でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金63万9,000円でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。2目包括的支援事業・任意事業分405万6,000円。3目第5期介護保険料軽減交付金806万4,473円、このものにつきましては、県において積み立てていた基金を拠出額に応じた配分により交付されるものでございます。

7款財産収入、1目利子及び配当金でございますが、2万9,685円は、給付費準備基金に生じた利子でございます。

8款繰入金、1目介護給付費繰入金1億2,308万2,034円は、介護給付費に係る町の12.5%負担相当分でございます。

2目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金3,762万7,370円は、職員4名並びに介護認定訪問調査員1名の給与費相当分でございます。事務費繰入金1,565万3,828円は、郡認定審査会に係る神河町負担分1,055万3,000円と、その他事務費繰入金でございます。地域支援事業繰入金・介護予防事業分63万5,000円、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分405万6,000円でございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。9款繰越金408万1,345円は、前年度繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料はございません。2項雑入、1目雑入返納金11万6,513円、これは過誤による返納金でございます。雑入572万4,720円は、介護予防ケアプラン作成料でございます。第三者納付金はございませんでした。以上、歳入合計は11億1,970万492円でございます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目資格業務管理費1,670万6,659円、これは資格及び保険料賦課業務の税務課、健康福祉課職員2名分の人件費と法改正に伴うシステム改修委託料などの事務費でございます。

2目サービス業務管理費2,197万4,114円、これは職員2名分の人件費と介

護認定訪問調査員の賃金、事務費でございます。

続きまして、15ページから18ページをお願いいたします。3目連合会負担金9万9,396円。

2項徴税費、1目賦課徴収費22万7,151円、これにつきましては納税通知と発送に係る経費でございます。

3項介護認定審査会費3,478万8,522円、審査員報酬と2名の嘱託職員賃金並びにシステム導入委託料及び認定審査コンピューター保守点検委託料などの事務費でございます。そのうち繰出金であります。郡の広域の事務に対し、神河町の職員も携わっておりますので、給与分の450万円と光熱水費25万7,000円を一般会計に繰り出しをいたしております。

4項訪問調査費371万4,891円、これは介護保険訪問調査に係る事務費で、主なものは主治医の意見書料でございます。

15項運営協議会費2万5,837円、これは委員の報酬、費用弁償等でございます。

続きまして、7ページから、2款保険給付費でございます。1目介護サービス給付費等諸費9億8,394万3,885円で、主なものは居宅介護サービス給付費3億3,242万6,874円、施設介護サービス給付費4億135万9,010円でございます。

2項その他諸費82万8,900円は、介護給付費審査支払い手数料でございます。

3款地域支援事業費、1目二次予防事業費897万2,782円は、要介護状態等になるおそれが高い状態にあると認められる65歳以上の方を対象として実施をする事業でございます。こつこつ貯筋教室、元気や脳教室などを実施いたしております。また、保健師1名の人件費、事務費及び介護予防事業委託料などでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費2,202万9,264円は、介護サービスと、それを必要とする方のニーズをつないだり、町内ケアマネジャーの資質向上の研修などの事業でございます。保健師2名、社会福祉士1名の人件費及び介護予防サービス計画作成委託料などでございます。2目認知症高齢者見守り事業費25万865円は、認知症講演会経費、講師謝礼、ワーキンググループ謝礼などでございます。

続きまして、23ページ、24ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金13万1,290円は、死亡等による保険料の還付金でございます。

2目償還金307万7,410円は、過年度に係る国県負担金等の償還金でございます。

6款基金費、1目介護給付費準備基金積立金1,768万7,150円は、第5期介護保険料軽減基金の積み立てでございます。

これらによりまして、歳出合計は11億1,445万8,146円でございます。

次に、27ページには決算実質収支に関する調書、28ページには財産調書ということで掲載をしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で第97号議案の提案説明が終わりました。

次に、第98号議案、平成24年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件についてでございます。

歳入におきましては、予算現額1億1,364万1,000円に対しまして、調定額、収入済み額ともに7,680万9,568円で、その割合は67.6%であります。

歳出につきましては、予算現額1億1,364万1,000円に対しまして、支出済み額が5,598万5,331円、執行率49.3%であります。実質収支におきましては、歳入歳出差し引き額が2,082万4,237円で、実質収支額も同様でございます。

次に、財産についてでございますが、行政財産の保有は、公園としまして秋桜たうんに1,365平方メートルございます。普通財産では、宅地として秋桜たうんに6,849平方メートル、カクレ畑にクラインガルテン18棟敷地分4,499平方メートル、しんこうタウン第3期分3,547平方メートルがあり、田畑として、しんこうタウンに1,028平方メートルがあります。その他の土地として、しんこうタウンで1,156平方メートル、カクレ畑で5,383平方メートルございます。行政財産と普通財産と合わせて2万3,827平方メートルを所有いたしており、23年度と比べまして4,609平方メートルの減少となっております。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして地域振興課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課の野村でございます。

それでは、平成24年度神河町土地開発事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

概要は町長の説明のとおりですので、5ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入でございますが、1款財産収入、1目土地売り払い収入で7,651万9,20

0円ございました。内訳は、しんこうタウン第3期分譲地が10区画売れましたので、その代金7,616万1,000円とクラインガルテン、カクレ畑の24年の分割払いの土地代として35万8,200円であります。35万円余りの内訳は、大川原区の土地と大川原区1組の土地と神河町の土地の使用料の合計でありまして、町の取り分は12万4,111円となっております。

次に、2款諸収入、1目雑入は、カクレ畑入居者負担金ですが、分譲地が売れなかったもので、収入はありませんでした。

3款繰越金、1目前年度繰越金ですが、29万368円でございます。

歳入合計は7,680万9,568円となっております。

次に、7ページからの歳出であります。1款土木費、1目貝野宅地造成事業費ですが、職員の時間外手当で9万5,273円、需用費で27万654円を支払い、うち印刷製本費で、しんこうタウンのチラシ代と決算書の印刷代で25万5,534円を支払っております。役務費で2万3,000枚のしんこうタウン販売促進のチラシを2回、郡内等に折り込みました折り込み代10万9,825円を支払いました。委託料は、県の宅建協会からの土地あっせんがありませんでしたので、支払っておりません。通行料等の使用料及び賃借料で1万4,600円、備品購入費では、ごみステーション1基と消火栓ボックス2カ所で44万2,890円、一般会計繰出金で5,481万8,000円を支払いました。

2目寺前宅地造成事業費は、支出はございませんでした。

3目カクレ畑多自然居住推進事業は3,266万4,000円の委託料を組んでいましたが、1区画も売れませんでしたので、支払いはございません。補償補填及び賠償金で23万4,089円を大川原区と大川原1組へ土地代金として支払っております。予備費の支出はございません。

歳出の合計は5,598万5,331円となっております。

9ページには、実質収支を記載しております。差し引き2,082万4,000円となっております。

10ページには、財産等に関する調書を記載しております。行政財産としての公園は、秋桜たうんの1,365平米で、23年度と変わっておりません。普通財産であります。宅地では、秋桜たうんが6,849平米で増減なし、しんこうタウンは10区画販売できましたので、2,110平米減少しまして3,547平米となっております。カクレ畑、クラインガルテン、ログハウスにつきましては、再度測量したため、2平米減少して4,499平米となり、田畑につきましては、しんこうタウンの集会所か公園の整備用地として1,028平米が残っております。それぞれとしまして、しんこうタウンの第3期分譲地の敷地内の道路部分を町道認定したために2,497平米減の1,156平米となり、カクレ畑は分譲地分の15区画の面積5,383平米を記載しております。合計しまして、24年度中に4,600平米減少しまして、合計2万3,827平

米の財産となっております。

以上で、土地開発事業特別会計の御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第98号議案の提案説明が終わりました。

次に、第99号議案、平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

訪問看護は、中播磨地域の病院や開業医からの依頼が多く、姫路市香寺町から朝来市生野町までをエリアとし、訪問看護、訪問リハビリなどを行っています。また、在宅医療、在宅ケアの推進のため、地域医療の担い手として地域住民の皆様の要望に応えるべく、夜間の携帯電話への転送により24時間緊急連絡体制をとる対応も行っております。

今年度の訪問看護ステーション利用者数は1,789人、訪問総回数は8,986回、収入済み額1億1,864万6,589円、支出済み額1億145万2,616円、歳入歳出差し引き残額は1,719万3,973円であります。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして病院総務課副課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。

それでは、平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計の決算の詳細説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。主なもののみの説明とさせていただきます。

1款事業収入が9,413万400円、内訳につきましては、1節医業保険収入が1,711万2,405円と介護保険収入のサービス事業収入が6,775万9,495円、介護保険事業収入がケアプラン作成費として925万8,500円でございます。

3款の繰入金としまして200万円、財政調整基金から繰り入れをしております。

4款の繰越金が2,201万3,825円、諸収入が49万3,702円でございます。主なものとしましては、受託事業収入の備考のところ介護予防受託事業収入の22万8,000円などでございます。

次に、歳出でございます。7ページ、8ページをお願いいたします。1款業務費につ

きましては1億35万829円で、主に訪問看護ステーションの運営に係ります人件費で、看護師、理学療法士、作業療法士9名分の給料及び手当でございます。共済費は、正規職員の共済費及び嘱託・臨時職員の社会保険料などでございます。また、賃金は、嘱託の事務員と看護師及び臨時の看護師の分で1,213万7,549円でございます。13節の委託料の主なものは、訪問看護委託料が615万3,450円で、姫路市香寺町について登録看護師に委託しております経費でございます。続きまして、9ページ、10ページになりますが、主なものとしましては、18節の備品購入費の訪問看護用車両購入費で98万6,425円で、これは軽四1台を購入をいたしております。

3款の基金積立金で財政調整基金の10万円は、基金に積み立てを行っております。

4款の諸支出金は、介護療育支援事業特別会計への繰出金で、事務所の賃借料としまして介護療育事業会計に100万円を繰り出しております。

歳出につきましては以上でございます、11ページ、12ページにつきましては、決算実質収支に関する調書、財産等に関する調書をつけさせていただいておりますので、ごらんいただけたらと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第99号議案の提案説明が終わりました。

次に、第100号議案、平成24年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

それでは、決算の概要を御説明申し上げます。

歳入では、使用料及び手数料が1,644万円、繰越金が387万4,000円などで、歳入合計は2,033万4,000円となっております。

歳出では、産業廃棄物処理事業費が1,504万3,000円で、歳出合計も同額であります。

歳入歳出差し引き額529万1,000円となり、実質収支額も同様であります。

以上が決算の概要であります。

詳細につきまして住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、説明をさせていただきます。

事項別明細書5ページをお願いいたします。歳入の部、1款使用料及び手数料は1,

644万52円でございます。歳入の約81%を占め、残土と不燃物の合計約1万500トンの処分地使用料でございます。

2款財産収入2万84円は、財政調整基金の利子でございます。

4款繰越金387万4,273円は、前年度繰越金でございます。

5款諸収入は、23年度では施設への落雷に伴う災害共済金がありましたが、24年度についてはゼロでございます。

以上、歳入合計が2,033万4,409円であります。

続きまして歳出の部ですが、7ページをお願いをいたします。1款産業廃棄物処理事業は1,504万3,209円で、13節委託料は1,330万9,507円で、内訳の備考欄の6項目につきまして御説明をさせていただきます。施設管理費、業務委託料は、地元2集落への環境保全業務委託でございます。水質検査委託料は、定期検査として月1回、地下水、沈砂池、放流水の検査と詳細検査としまして年1回、同様の箇所項目をふやしまして検査を行っております。測量等委託料は、保安林内作業の許可申請書作成のための測量計画書作成の委託でございます。管理委託料は、搬入土1万500トンの押し土敷きならしと北部の保安林復旧のための運土、盛り土、のり面整形等でございます。管理業務委託料は、搬入土の検収等シルバーの委託分でございます。植栽委託料は、北部の保安林復旧計画の中の植栽分で、クリ、コナラの植栽及び獣害ネットの設置等でございます。25節積立金10万9,000円は財政調整基金への積み立てで、27節の公課費113万8,600円は処分地使用料の消費税等でございます。

以上等で歳出合計が1,504万3,209円でございます。

なお、9ページに決算実質収支を記載をしております。

24年度産業廃棄物処理事業特別会計の決算の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第100号議案の提案説明が終わりました。

次に、第101号議案、平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入におきましては、予算現額8,594万7,000円に対しまして、調定額、収入済み額ともに8,566万716円で、その割合は99.7%であります。

歳出につきましても、予算現額8,594万7,000円に対しまして、支出済み額が8,566万716円、執行率99.7%であります。また、地区振興基金の決算年度末現在高は6億2,436万2,823円でございます。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして地域振興課長から説明をしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） それでは、101号議案、平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、5ページの事項別明細書をごらんください。1款繰入金、1目振興基金繰入金でございますが、各区からの取り崩しの申請及び事務費を基金より繰り入れしたものでありますが、5,540万9,081円でございます。

2目財産区繰入金につきましては、収入はございません。

3目他会計繰入金につきましては、一般会計から2,000万円を返金として繰り入れています。

次に、2款財産収入、1目利子及び配当収入でございますが、24年度当初基金残高6億4,952万円に対する利息でございますが、1,025万1,635円ありまして、国債、県債、預金利子で545万7,005円、県債を国債へ買いかえたことによる譲渡益等が479万4,630円ございました。

以上、歳入の合計は、予算額8,594万7,000円に対しまして8,566万716円でございます。

次に、7ページ、歳出をごらんください。1款総務費、1目一般管理費ですが、事務費でございます。24年度につきましては、審議会委員11名様でございます。8月28日と、ことしの2月28日に開催しておりまして、予算など経費の適正な執行に関し、審議をいただきました。一般管理費の合計といたしまして25万5,876円でございます。

次に、2目振興基金、25節積立金ですが、歳入の他会計繰入金と財産運用収入の3,025万1,635円を積み立てたものでございます。

次に、3目地域振興費、19節負担金補助及び交付金でございますが、集落運営諸経費助成金11件、971万8,000円、農業生産基盤整備事業補助金1件、90万円、集落集会施設整備事業補助金3件、4,159万2,205円、集落拠点集会施設整備事業補助金2件、29万3,000円、林業生産基盤整備事業1件、35万円で、合計5,285万3,205円でございます。28節繰出金ですが、寺前漁協への補助分を一般会計へ繰り出しするものでございます。230万円を一般会計へ繰り出ししております。

以上、歳出の合計は8,566万716円でございます。

次に、9ページ、決算実質収支に関する調書では、歳入総額8,566万1,000円、歳出総額8,566万1,000円で、差し引き実質収入額ともにゼロでございます。

す。

10ページの財産に関する調書でございますが、24年度末残高6億2,436万3,000円で、有価証券はゼロでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第101号議案の提案説明が終わりました。

次に、第102号議案、平成24年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入におきましては、予算現額4,254万2,000円に対しまして、調定額、収入済み額ともに3,513万370円で、その割合は82.6%であります。

歳出につきましても、予算現額4,254万2,000円に対しまして、支出済み額が3,513万370円、執行率82.6%であります。また、地区振興基金の決算年度末現在高は1億6,135万967円でございます。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして地域振興課長から説明しますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） それでは、5ページの事項別明細書をごらんください。

1款繰入金、1目振興基金繰入金でございますが、各区からの取り崩しの申請及び事務費を基金より繰り入れしたものでありますが、3,464万9,452円でございます。

次に、2款財産収入、1目利子及び配当収入でございます。24年度当初基金残高1億9,551万9,000円に対する利息でございますが、48万918円でございます。

以上、歳入の合計は3,513万370円でございます。

次に、7ページ、歳出でございます。1款総務費、1目一般管理費ですが、事務費でございます。24年度につきましては、審議会委員さん12人で、8月28日と、ことしの2月27日の2回開催しておりまして、予算など経費の適正な執行に御審議をいただきました。一般管理費の合計といたしまして18万2,764円でございます。次に、2目振興基金費、25節積立金ですが、歳入の財産収入の48万918円を積み立てたものでございます。

3目地域振興費、19節負担金補助及び交付金でございますが、集落運営諸経費助成

金 9 件、2, 4 2 3 万 2, 6 3 5 円、農業生産基盤整備事業補助金 2 件、4 0 3 万 8, 9 0 0 円、スポーツ・レクリエーション施設整備事業補助金 1 件、3 1 9 万 5, 1 5 3 円で、合計 3, 1 4 6 万 6, 6 8 8 円でございます。なお、集落振興部分は全て取り崩して、残額ゼロ円となりまして、基金の残りは地区振興分と長谷漁協分だけとなっております。次に、2 8 節繰出金ですが、長谷漁協への補助金を一般会計へ繰り出しするものでありまして、3 0 0 万円を一般会計へ繰り出ししております。

以上、歳出の合計は 3, 5 1 3 万 3 7 0 円でございます。

9 ページ、実質収支に関する調書では、歳入歳出ともに 3, 5 1 3 万円で、差し引きゼロでございます。

財産でございますが、有価証券はゼロでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第 1 0 2 号議案の提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 1 6 時 2 0 分といたします。

午後 4 時 0 6 分休憩

午後 4 時 2 0 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、第 1 0 3 号議案、平成 2 4 年度神河町水道事業会計決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 0 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 4 年度神河町水道事業会計決算認定の件でございます。

決算書の 7 ページ、水道事業報告書をお願いします。平成 2 4 年度は、人口減少に加え、節水意識により使用水量が減少傾向にある中、有収水量は前年比 1. 2 % 減の 1 1 1 万立方メートルとなり、有収率は 0. 3 % 増の 7 3. 9 % となりました。営業面では、水道事業経営健全化に向けた経費の削減と未納料金の収納強化を図り、浄水場と配水池等の維持管理を行い、安全で良質な水道水の供給に努めるとともに、有収率向上のため漏水調査を実施し、修繕向上は可能な限り直営工事としてコスト縮減に努めてまいりました。

経営状況は、収益的収支では、事業収入が 3 億 3, 3 5 2 万 3, 0 0 0 円、事業費用は 3 億 2, 6 4 1 万 1, 0 0 0 円で、経常利益は 7 1 1 万 2, 0 0 0 円となりましたが、特別損失の 5 4 万 2, 0 0 0 円の算入で 6 5 7 万円の当年度純利益となりました。

資本的収支では、収入で負担金の 3 2 8 万 7, 0 0 0 円、支出では 1 億 5, 9 5 0 万 1, 0 0 0 円、そのうち建設改良費 1, 7 7 7 万 4, 0 0 0 円、企業債償還金で 1 億 4, 1 7 2 万 7, 0 0 0 円となりまして、収支不足額 1 億 5, 6 2 1 万 4, 0 0 0 円につき

ましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして上下水道課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課の坂本でございます。

それでは、平成24年度神河町水道事業会計決算につきまして詳細を御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。この決算報告書は、消費税込みの決算額となっております。収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益は、予算額3億4,570万3,000円で、決算額は3億3,666万285円、支出の第1款水道事業費用は、予算額3億4,570万3,000円で、決算額は3億2,924万8,210円となりました。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出です。収入、第1款資本的収入は、予算475万円で、決算額は345万1,000円、支出、第1款、予算額1億6,748万7,000円で、決算額は1億6,038万9,766円でございます。資本的収入が資本的支出額に不足する額1億5,693万8,766円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

3ページをお願いいたします。この損益計算書は、消費税抜きの金額となっております。まず、営業収益では、給水収益から、その他営業収益の合計で2億5,664万8,648円でございます。

営業費用は、原水及び浄水費から、その他営業費用の合計で2億6,534万6,084円、差し引き営業収支は869万7,436円の営業損失となっております。

営業外収益は、受取利息及び配当金からの雑収益の合計で7,687万3,718円。営業外費用は、支払い利息及び企業債取り扱い諸費から雑支出の合計で6,106万4,615円。

営業外利益は1,580万9,103円となり、営業損失と営業外利益の差し引きで711万1,667円の経常利益となりました。

特別損失は、固定資産除却損失等で54万2,288円となり、差し引き656万9,379円の当年度純利益となっております。

前年度繰越欠損金は1億1,501万6,823円で、当年度末未処理欠損金が1億844万744円となりました。欠損金となっておりますが、減価償却費を原資といたしました内部留保資金を運用させていただきましたので、資金不足は発生しておりません。

次に、4ページでございますが、剰余金計算書でございます。資本金、自己資本金は

4億9,374万8,501円で、増減はございません。

借入資本金は、起債元金償還金が1億4,172万6,676円で、残高は22億5,747万823円、資本剰余金では、国庫補助金で茶ノ木原橋水道管添架工事等による処分額が22万6,123円となり、残高が12億8,128万5,380円、工事負担金は、県工事関連、水道管布設がえによる116万3,764円の処分額と328万6,667円の工事負担金の受け入れにより、12億9,800万9,219円となっております。受贈財産評価額3億6,864万2,376円については、増減はございません。翌年度の繰越資本剰余金につきましては29億4,793万6,975円でございます。利益剰余金未処理欠損金につきましては1億844万7,444円となり、資本合計は55億9,070万8,855円でございます。

次に、5ページ、6ページは貸借対照表でございます。資本の部でございますが、固定資産で有形固定資産がイの土地からへの工具・器具及び備品までで、合計額は53億8,960万3,458円で、固定資産合計は同額でございます。

次に、流動資産で現金預金が2億611万2,606円、未収金が1,197万5,295円で、主に水道料金と工事負担金等となっております。貯蔵品は、修理材料等で225万3,841円、前払い金18万8,370円でございます。流動資産の合計は2億2,053万112円でございます。資産合計は、固定資産と流動資産を合計いたしまして56億1,013万3,570円でございます。

負債の部では、固定負債、修繕引当金で3万8,051円、未払い流動負債で未払金は主に3月の電気代や消費税、工事請負金等で1,919万5,546円、前受け金は水道料金の前受けで190円、預かり金は下水道料金で19万928円、流動負債合計は1,938万6,664円となっております。負債合計は1,942万4,715円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金のうち自己資本金は4億9,374万8,501円、借入資本金は、企業債が22億5,747万823円で、資本金合計は27億5,121万9,324円でございます。剰余金は、資本剰余金が29億4,793万6,970円でございます。欠損金では、当年度未処理欠損金が1億844万7,444円です。剰余金合計は28億3,948万9,531円、資本金合計で55億9,070万8,855円で、負債資本合計は、資産合計と同額の56億1,013万3,570円でございます。

続きまして、7ページは先ほど町長から申し上げましたので、省略させていただきます。

8ページをお開きください。議会議決事項につきましては、この表のとおり6件の議決をいただいております。職員に関する事項では、平成24年度末で事務職員5名、労務職員1名の計6名でございます。

9ページの建設改良工事の概況でございますけれども、工事が3件となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。業務量は、年間配水量150万1,873立米で、年間有収水量は110万9,687立米でございます。有収率は73.9%となりました。

11ページに移ります。重要契約でございますが、工事が3件と委託業務が4件、それと固定資産購入が1件でございます。企業債の残高でございますが、22億5,747万823円で、議会の議決を経なければ流用のできない経費、職員給与費は5,515万54円となりました。

次に、12ページの収益費用明細書につきまして、主な事項について御説明申し上げます。金額につきましては、消費税抜きの金額です。

収入、1款水道事業収益は3億3,052万2,366円でございます。1項営業収益は2億5,664万8,648円、1目1節の水道使用料は2億5,227万7,130円で、内訳は基本料金、超過料金とメーター使用料でございます。3目3節の雑収益のうち、新規加入金は25件で220万円となっております。続いて、2項営業外収益ですが、7,687万3,718円で、主なものは一般会計からの補助金6,700万でございます。

次に、13ページの支出でございます。1款水道事業費用は3億2,695万2,987円でございます。

1項営業費用は2億6,534万6,084円、1目の原水及び浄水費ですけれども、2,849万565円で、これは12カ所の浄水場に係る経費でございます。

次に、2目の配水及び給水費で1,277万8,157円、これは配水池や配水管等に係るものでございます。

次に、14ページの3目でございます。受託工事費は、消火栓取りかえ修繕工事費でございます。51万1,671円、4目の総係費が6,506万4,088円で、職員6名の人件費や事務費が主なものでございます。

次に、15ページの5目減価償却費ですが、1億5,849万3,173円で、建物、構築物等の減価償却費でございます。現金支出を伴わない営業費用となっており、これが原資となって内部留保資金という形で運用しております。

次に、16ページの2項の営業外費用が6,106万4,615円で、うち企業債借り入れ償還利子で支払い利息が5,123万6,695円、支払い消費税は968万7,000円でございます。次、雑支出は14万920円で、平成21年から23年度分の水道使用料の不納欠損15件分でございます。未収対策につきまして努力をしたものではございますが、最終的に不納欠損をさせていただくことになりました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

3項の特別損失は54万2,288円で、主なものは茶ノ木原橋水道添架工事等によるものでございます。

次に、17ページ、資本的収支でございます。収入は負担金で328万6,667円

で、次に、18ページの資本的支出は1億5,950万1,048円となりまして、建設改良費は施設費の委託料で115万円、工事請負費で3件、1,548万7,000円と固定資産購入費、これは軽四トラックですけども、113万7,372円の合計1,777万4,372円となっております。企業債償還金で企業債の借り入れ償還元金として1億4,172万6,676円を支出しております。

19ページは固定資産明細書でございますが、表の右下、年度末償却未済額は53億8,960万3,458円となっております。

20ページと21ページは企業債の明細書ございまして、未償還残高は22億5,747万823円となっております。

次に、22ページをお願いいたします。補填財源明細書でございますが、先ほど資金不足は発生してないと御説明申し上げましたが、前年度末の資金剰余金（ア）の1億9,182万3,307円に当年度消費税資本的収支調整額（B）、当年度損益勘定留保資金（D）、当年度利益剰余金（F）の合計となります当年度補填財源発生額（イ）の1億6,625万8,907円を加算した（ア）不足（イ）の3億5,808万2,214円が当年度補填可能額となります。当年度補填額でございますが、4条の資本的収支の不足額（ク）の1億5,693万8,766円を留保資金から補填いたしまして、翌年度繰越額は一番下の欄で2億114万3,448円となります。これが内部留保資金であり、現金として手持ちしているということでもあります。したがって、累積赤字はございますが、資金不足は起きていないということでございます。

その他決算の説明資料につきましては添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第103号議案の提案説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

次に、第104号議案、平成24年度神河町下水道事業会計決算認定の件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度神河町下水道事業会計決算認定の件でございます。

決算書の7ページ、下水道事業報告書をお願いいたします。当町の生活排水処理率は98.2%で、有収水量は132万7,000立方メートルとなっております、町民の皆様には快適

な生活環境を提供しています。事業運営については、昨今の社会経済情勢と人口の減少から料金収入も減少傾向にあります。一般会計繰入金も減少する中、厳しい経営状況ではありますが、経営健全化に向けて事業運営に取り組みました。

経営状況では、収益的収支の事業収益で6億186万9,000円、うち営業収益が2億342万円、営業外収益が3億9,844万9,000円。事業費用は5億7,910万5,000円で、うち営業費用が4億755万2,000円、営業外費用が1億7,155万3,000円。収支は、経常利益2,276万4,000円となりました。

資本的収支におきましては、収入は、資本費平準化債、一般会計負担金等で1億3,540万円。支出は、企業債償還金の3億7,282万2,000円となり、収支不足額2億3,742万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をしました。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして上下水道課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課の坂本でございます。

それでは、平成24年度神河町下水道事業会計決算につきまして詳細説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。この決算報告書は消費税込みの数字でございます。収益的収入及び支出ですが、収入は、第1款下水道事業収益、予算額6億969万3,000円で、決算額は6億767万9,040円。支出は、第1款下水道事業費用、予算額6億969万3,000円で、決算額は5億8,491万4,872円となりました。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入は、第1款資本的収入、予算額1億5,615万円で、決算額は1億3,540万円。支出は、第1款資本的支出、予算額3億9,532万3,000円で、決算額は3億7,282万1,688円でございます。資本的収入が資本的支出額に不足する2億3,742万1,688円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

3ページをお願いいたします。この損益計算書は消費税抜きの数字となっております。営業収益では、下水道使用料とその他営業収益の合計で2億3,342万475円、営業費用では、管渠費から減価償却費の合計で4億755万1,954円となっております。差し引き後の営業損失は2億413万1,479円でございます。営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益の合計で3億9,844万8,587円となっております。営業外費用は、支払い利息及び企業債取り扱い諸費から雑支出の合計で1億7,155万2,940円でございます。差し引き合計は2億2,689万5,647円あります。

営業収益から営業外費用を差し引きますと2,276万4,168円の経常利益となりまして、当年度純利益も同額の2,276万4,168円でございます。前年度繰越

欠損金の14億8,779万661円に当年度純利益を合計した1億6,502万6,493円が当年度未処理欠損金でございまして、大変高額とはなっておりますけれども、減価償却費を原資といたしました内部留保資金を運用し、債務超過にならないように注意を払っております。

次に、4ページ、剰余金計算書でございます。自己資本は、他会計繰入金3,600万円の受け入れで26億4,120万2,357円、借入資本金は、企業債償還金3億4,298万1,397円の減で、残高は56億294万753円となっております。資本剰余金は動きがなく、62億9,692万9,239円でございます。利益剰余金の未処理欠損金では、当年度純利益2,276万4,168円の算入で14億6,502万6,493円となっております。資本合計は130億7,604万5,856円となりました。

次に、5ページ、6ページでございます。貸借対照表でございます。資本の部といたしまして、固定資産の有形固定資産で、イの土地からトの建設仮勘定まで有形固定資産合計は136億7,452万3,483円で、固定資産合計も同額となっております。

次に、流動資産といたしまして、現金預金が2億1,709万7,476円、未収金は、下水道料金で858万1,855円、前払い金580万円の流動資産合計が2億3,147万9,331円で、資産合計は139億600万2,814円でございます。

負債の部では、固定負債の企業債は、資本費平準化債で8億820万7,977円でございます。固定負債合計は同額となっております。流動負債の未払い金は、3月分電気代、下半期の処理場管理費等で2,172万1,379円、前受け金が345円、預かり金は所得税等で2万7,257円、流動負債合計は2,174万8,981円で、負債合計は8億2,995万6,958円となっております。

6ページは、同じく資本の部でございます。資本の自己資本合計は26億4,120万2,357円、借入資本金では、企業債が56億294万753円で、借入資本合計は同額であります。資本金合計は82億4,414万3,110円でございます。剰余金は、資本剰余金で国県補助金以下合計額62億9,692万9,239円、利益剰余金で当年度未処理欠損金が14億6,502万6,493円でございます。剰余金合計は、差し引き48億3,190万2,746円、資本合計ですが、130億7,604万5,856円、負債資本合計は、資産合計と同額の139億600万2,814円でございます。

7ページは、先ほど町長が説明しましたので、省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。議会議決事項につきましては、5件の議決をいただいております。職員に関する事項では、事務職員2名、労務職員1名の3名でございます。

9ページの業務量でございますが、施設、公共が3施設、農集の施設が5施設、コミプラが4施設の状況でございます。

10ページをお願いいたします。会計の重要契約でございます。工事委託等で3件の

契約を上げております。企業債につきましては、年度末残高は64億1,114万8,730円、職員給与費は2,443万9,423円となりました。

次に、11ページをごらんいただきます。収益費用明細書でございます。主な事項につきまして説明させていただきます。金額につきましては、消費税抜きの数字となっております。

収入で、1款下水道事業収益は6億186万9,062円でございます。1項の営業収益は2億342万475円、1目1節の下水道使用料は、基本料金と人数割料金を合わせまして1億9,704万3,642円となっております。2目1節のその他の営業費用は637万6,833円で、主なものは新規加入の19件となっております。

続いて、2項営業外収益が3億9,844万8,587円で、主なものは一般会計からの補助金が3億9,400万円、雑収益で仮受消費税が435万9,007円となっております。

次に、12ページの支出ですけれども、1款下水道事業費用が5億7,910万4,894円でございます。1項営業費用は4億755万1,954円、1目の管渠費が1,142万7,511円で、これは下水道本管、マンホールポンプ等の維持管理に係る経費でございます。

2目処理場費が1億384万9,320円で、町内12カ所の処理場に係る経費でございます。

13ページの3目です。総係費は2,646万2,484円で、職員3名の人件費、事務経費に係るものでございます。

14ページの4目減価償却費は2億6,581万2,639円でございます。この金額が現金支出を伴わない経費ということで、内部留保資金で運用する原資となっております。

15ページでございます。2項営業外費用が1億7,155万2,940円で、企業債償還利息が1億5,989万7,546円となっております。支払い消費税は1,148万4,000円、雑支出といたしまして、不納欠損11件で17万1,120円でございます。

次に、16ページの資本的収入及び支出でございます。資本的収入が1億3,540万円で、1款1項企業債で9,940万円、これは資本費平準化債でございます。一般会計からの負担金が3,600万円でございます。

17ページの資本的支出が3億7,282万1,688円で、これは企業債償還元金となっております。

次に、18ページの固定資産明細書でございますが、表の右下、年度末償却未済額は136億7,452万3,483円となっております。

次に、19ページから24ページにかけては企業債明細書でございます。企業債の未償還残高は64億1,114万8,730円となっております。

次に、25ページをお願いいたします。補填財源明細書でございます。前年度末資金剰余金（ア）ですが、1億5,857万5,231円でございます。当年度補填財源発生額（イ）は、当年度損益勘定留保資金（D）と当年度利益剰余金（F）を合計しました2億8,857万6,807円で、当年度補填可能額（ア）不足（イ）ですけれども、これは4億4,715万2,038円となりまして、4条の資本的支出の不足額の2億3,742万1,688円を当年度補填可能額（ア）不足（イ）から補填いたしまして、翌年度繰越額は一番下の欄で2億973万350円となります。これが内部留保資金でございます。現金として手持ちしているということでもあります。したがって、水道事業会計同様、累積赤字はございますけれども、資金不足は起こしていないということでございます。

その他の決算の説明資料につきましては添付をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

なお、本日、決算説明資料に追加資料を添付させていただいております。御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第104号議案の提案説明が終わりました。

次に、第105号議案、平成24年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件について、提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件でございます。

国の医療費抑制策、深刻な医師不足等により全国の自治体病院の経営は非常に厳しい状況が続いております。そんな中、公立神崎総合病院では、小児科、耳鼻咽喉科、整形外科及び外科の常勤医師の採用ができ、若干好転の兆しが見え始めていますが、内科においては医師不足が続いており、地域住民の皆様にご迷惑をおかけしていると同時に、経営状況は極めて厳しいものとなっております。このような状況下ではございますが、当院は地域医療の拠点病院として地域住民の皆様にご安全・ご安心な生活を送っていただくため、よりよい医療の提供に向けて職員が一丸となって懸命に努力いたしております。

そこで、公立神崎総合病院事業会計の平成24年度の決算状況でございますが、入院患者数4万677人、1日当たりの患者数が111.4人、外来患者数は11万8,227人、1日当たり482.6人、収益的収入では39億697万2,307円、収益的支出では36億3,149万4,208円、収益的収支額はプラスの2億7,547万8,099円、資本的収入では1億9,369万8,000円、資本的支出では3億5,696万317円、資本的収支額はマイナスの1億6,326万2,316円でございますが、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が決算の概要でございます。

詳細につきまして病院総務課副課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。

それでは、平成24年度公立神崎総合病院事業会計の決算の詳細説明をさせていただきます。

それでは、病院決算報告書1ページをお願いいたします。この分につきましては、消費税込みでございまして、収益的収入及び支出でございます。収入では、病院事業収益で決算額が39億1,672万1,958円、内訳は、医業収益、医業外収益と特別利益でございます。次に、支出では、病院事業費用といたしまして決算額36億3,524万5,384円、内訳は、医業費用、医業外費用でございます。

次に、2ページでございます。2ページは資本的収入及び支出の収入では、決算額で1億9,369万8,000円、企業債負担金交付金及び固定資産売却代金でございます。支出では、決算額3億5,696万3,177円、内訳は、建設改良費、企業債償還金及び投資でございます。

次に、3ページは損益計算書でございます。医業収益では31億5,868万7,104円、医業費用では、給与費などで35億9,401万1,523円、医業損失が3億5,071,441円でございます。医業外収益では、負担金交付金などで3億7,268万3,203円、続きまして4ページになりますが、4ページの医業外費用は、支払い利息及び企業債取扱諸費などで1億2,209万2,685円、医業外利益が2億5,059万5,188円、経常損失が1億1,239,011円でございます。特別利益として、土地売却利益が3億7,560万2,000円で、当年度利益が2億7,547万8,099円となりました。前年度の繰越欠損金が7億7,548万8,256円で、当年度未処理欠損金が5億1,157円となっております。

続きまして、5ページは貸借対照表でございまして、固定資産で有形固定資産の土地、建物、構築物、器械及び備品、車両、建設仮勘定で、有形固定資産の合計が32億7,965万3,870円でございます。無形固定資産合計が22万4,584円で、6ページをお願いします。6ページでは、投資合計が1,248万7,480円、固定資産合計で32億9,236万5,934円でございます。

流動資産は、現金預金と医業未収金などで、この医業未収金は診療費の未収金で、4億6,775万1,494円でございます。これは診療報酬が2カ月おくれで入るものがほとんどでございまして、窓口の滞納者は、このうち約300万円でございますが、分割払い等で納めていただいている状況でございます。流動資産合計が5億6,311万1,005円で、繰延勘定の控除対象外消費税が4,317万6,320円で、資産合計が

38億4,185万3,259円でございます。

負債の部では、医業未収金などで流動負債合計並びに負債合計は2億787万5,958円でございます。

7ページの資本の部では、資本金では自己資本金と借入資本金でございまして、資本金合計で40億5,336万9,458円でございます。剰余金につきましては、資本剰余金合計が8,061万8,000円、利益剰余金合計ではマイナスの5億1万157円、剰余金合計がマイナスの4億1,939万2,157円で、資本合計が36億3,397万7,301円、負債資本合計が38億4,185万3,259円でございます。

8ページでございますが、8ページは剰余金計算書で、資本金の自己資本金の当年度変動額は、他会計繰入金の繰り入れにより1億円の増、借入資本金では、企業債の発行で8,930万円の増、企業債の償還で3億5,644万6,742円の減となっております。資本剰余金については増減がございません。また、積立金についてもございませんので、利益剰余金の欠損金は、当年度純利益が2億7,547万8,099円で、資本合計は、一番右下になります。36億3,397万7,301円となります。

次に、9ページは欠損金処理計算書でございますが、欠損金処理はございません。

次に、10ページ、11ページは、町長の提案説明などがございますので、省略をさせていただきます。

12ページは議会議決事項でございまして、6件ございます。4の部門別職員数でございますが、平成25年3月31日現在で医師が21人、看護師125人、医療技術員48人、事務員41人、労務員43人の合計278人でございます。

13ページは、職員の異動でございます。

次に、14ページでございますが、工事及び資産購入の状況でございます。建設工事は、ロータリー測量設計で294万円と医療器械等で80品目で9,064万1,500円となっております。

続きまして、17ページでございますが、業務量で患者等の状況につきましては、町長の説明にございましたので、中段の外来患者数のうち休日夜間の患者数でございますが、休日夜間時間帯で3,024人で、1日平均8.3人でございます。

続きまして、18ページでございますが、手術件数でございますが、合計で514件でございます。中段の分娩数でございますが、118件、エックス線件数で1万8,851件、検査件数で外注も含めまして49万7,591件、CT件数で2,935件、解剖はございません。MRIで1,639件。下の段に行きまして調剤件数で、入院、外来合わせまして19万7,423件、給食で合計で11万341件となっております。

続きまして、19ページでございますが、大畑診療所の状況でございます。患者数134人、1日平均5.6人となっております。下段の病床利用率では、一番右側でございますが、病床利用率で71.9%でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。20ページから21ページの事業収入

及び事業費用に関する事項でございますが、事業収入に関する事項の主なものとしまして、医業収益の入院収益で14億4,016万5,542円、前年比較では4,594万1,872円の増、外来収益では15億3,284万8,667円、前年比較では788万992円の減、医業収益合計では31億5,868万7,104円で、前年比較3,906万292円の増でございます。医業外収益の合計では3億7,268万3,203円で、前年比較6,515万7,154円の減でございます。特別利益が3億7,560万2,000円でございます。合計で39億697万2,307円で、前年比較3億4,950万5,138円の増でございます。

続きまして、21ページでございますが、事業費用に関する事項でございます。主なものとしましては、医業費用のうち給与費で20億3,472万9,318円、材料費で9億6,923万2,646円、経費で3億1,630万7,855円で、医業費用合計で35億940万1,523円で、前年比較1億4,426万4,433円の増でございます。医業外費用の合計は1億2,209万2,685円でございます。事業費用合計で36億3,149万4,208円で、前年比較1億4,415万1,665円の増でございます。事業収支額ではプラスの2億7,547万8,099円でございます。

続きまして、22ページでございますが、22ページの資本的収入及び支出でございますが、この明細につきましては後ほど収支明細書で御説明を申し上げます。23ページをお願いいたします。

23ページの企業債他会計借入金及び一時借入金の概況の企業債は、本年度借入金の財政融資資金の8,930万円、これは医療器械の購入分でございます。一時借入金につきましては、年度末ではございません。

次に、24ページでございますが、収益費用明細書でございます。医業収益で31億5,868万7,104円、内訳は、入院収益、外来収益、大畑診療所収益、その他医業収益でございます。医業外収益で3億7,268万3,203円で、1目の負担金交付金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。補助金、患者外給食収益、その他医業外収益が内訳でございます。

続きまして、26ページでございます。26ページは費用の部でございます。医業費用で35億940万1,523円、給与費が20億3,472万9,318円で、病院は人的サービス事業であることから、給与費が最も多く割合を占めております。

28ページをお願いします。28ページの2目材料費は9億6,923万2,646円で、薬品費、診療材料費などがございます。

次に、29ページの3目経費が3億1,630万7,855円で、報償費から次の31ページの雑費まででございます。

4目の交際費につきましては162万3,177円、5目の減価償却費は1億6,789万9,593円で、建物などの減価償却費でございます。

6目の資産減耗費は、固定資産の除却費で499万9,600円、7目の研究研修費は1,099万9,938円で、謝金、図書費、旅費、研究雑費でございます。

続きまして、32ページでございます。32ページの8目大畑診療所費用で360万9,396円で、医師給から需用費まででございます。

2項の医業外費用では1億2,209万2,685円で、支払い利息及び企業債取扱諸費、看護師養成費で看護師修学資金貸付金などがございます。

次に、33ページは資本的収支明細書でございます。資本的収入の企業債が8,930万円で、医療器械購入分でございます。他会計負担金は1億円で、一般会計からの繰り入れでございます。土地売却代金は439万8,000円でございます。資本的支出の建設改良費で器械器具購入費で9,064万1,500円、ロータリー測量設計委託料で294万円、企業債償還金で2億5,644万6,742円、医師修学資金貸付金で240万円でございます。

次に、34ページは有形固定資産明細書でございます。当年度の増加分は、医療器械の購入費で9,064万1,500円、減少分は、除却したもので9,999万2,000円でございます。

次に、35ページの企業債明細書でございますが、本年度の借り入れは一番下の財政融資資金の25年3月25日の分でございます。医療器械の購入分でございます。未償還残高は25億7,547万5,847円でございます。

36ページから42ページは固定資産減価償却明細書で、記載のとおりでございます。

43ページは補填財源明細書でございます。留保資金の分でございます。トータルしまして一番右下でございますが、2億9,843万5,047円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で第105号議案の提案説明が終わりました。

以上で13件の決算認定の提案説明が終わりました。

大変遅くなりましたが、ここで監査委員から平成24年度神河町各会計決算について審査の結果を報告していただきます。

井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上 秀樹君） 失礼いたします。監査委員を仰せつかっております井上秀樹でございます。

平成24年度の神河町一般会計、各特別会計並びに企業会計、財産区決算につきましては、平成25年8月9日付で意見書を町長に提出いたしております。また、その写しはお手元の決算書に添付いただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

本日、この席では、平成24年度の決算審査について、並びに例月出納検査の結果について、要約を述べさせていただきます。

なお、決算審査、例月出納検査につきましては、議会選出の立石富章監査委員とともに、細岡副町長、橋本三千也会計管理者、また藤原前会計管理者立ち会いのもとに行い

ましたことを申し添えたいと思います。

監査の実施日でございますが、書面に書いておりますとおりでございます、実質的に7日、まとめを半日、延べ8日間かけております。

監査の対象会計でございます。1、神河町一般会計歳入歳出決算書、2、特別事業会計といたしまして、(1)神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算、(2)国民健康保険事業、(3)後期高齢者医療事業、(4)介護保険事業、(5)土地改良事業、(6)老人訪問看護事業、(7)産業廃棄物処理事業、(8)寺前地区振興基金、(9)長谷地区振興基金、あわせて粟賀財産区、越知谷財産区、大山財産区、寺前財産区、長谷財産区の決算書も拝見させていただきました。

また、企業会計といたしまして、神河町の水道事業会計、神河町下水道事業会計、公立神崎総合病院事業会計、合計18会計の決算を拝見させていただきました。ただ、限られた時間での審査となりましたこと、御承知をいただきたいと思います。

監査の結果でございますが、監査に付されました一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書など実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令、例規に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適切に処理されておりましたことをまず御報告させていただきたいと思います。

総括で触れておりますが、平成24年度は神河町として実質7年目に入りました。決算書に当たりましては、昨年に引き続き、既に導入されております新地方公会計制度を念頭に置きながら、行政の保有する債権を含めた財産が適切に表示されているか確認をしながら進めていきました。あわせて、企業会計を除いては各単年度会計方式であります。各課では事業の進行、展開につきましては、P D C A、つまりプラン・ドゥー・チェック・アクションが全課的に浸透してきており、無駄のない執行、より合理的な展開を進めているとの印象を受けました。

前期から継続的に進められてきた小学校、幼稚園や中学校建設については、前期決算でも述べましたが、合併特例債など最大限に活用できた点や、地元住民理解のもとに時期を逸せず取り組みができた点は、重ねて評価したいと考えます。

観光政策につきましては、観光交流人口100万人を目指し、PRにも力を入れ、新聞紙上に当町の記事が多く掲載されているように感じました。私ごとで恐縮でございますが、姫路のほうに行きましても神河町出身の私の前で、神河町の記事が新聞に載らない日は少ないなどと話す人が多くいました。これらも間接的に町の活性化につながっていくものと、うれしく思っております。

しかし、やがて合併特例期間が終了し、交付税などの縮減、人口減少、過疎の進行、取り巻く経済状況の不透明さが行財政に厳しさをもたらすことも考えておかなければなりません。したがって、前例にとらわれずに、我が町独自の施策を生み出し、将来に向かって中長期的な視野に立ち、施策の展開を進めていただくことを期待しております。

す。

まことに残念なことでありますが、期中に公立神崎総合病院において保存すべき外来カルテの保存箱の一部が誤って処分されてしまったと聞きました。関係部署、町長あるいは病院長あるいは保健所などへの速やかな報告と対応がなされましたが、改めて各部署に対し、文書管理規定などにに基づき厳格な取り扱いを期待したいと切に望みます。

続きまして、近年申し述べております地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づく神河町の財政健全化について、予定どおり進んでいるかどうかについて触れたいと思います。

(1) 実質赤字比率なし。(2) 連結実質赤字比率なし。実質赤字比率につきましては、普通会計において1億8,525万円の黒字でございますから、特に問題はありません。連結実質赤字につきましては、資金不足に陥っている会計もありませんでしたので、問題がないと考えております。実質公債費比率、中心的な比率であります。24年度は18%となり、23年度決算と比較いたしますと1.7ポイント改善しております。昨年も申し上げましたが、当然、1、財政再生基準35%、2、早期健全化基準25%にも抵触する比率ではありません。しかしながら、18%であり、25年度も国の公債費負担適正化計画のフォローアップを受ける団体ということになります。

なお、26年度には18%を下回るように取り組みをしております。まず予定どおり進んでいると申し上げてよいと思います。

期末の公債費残高でございますが、先ほどもるる説明がありましたが、214億3,927万5,000円となっております。前年からは3億6,000万円余り減っております。将来負担比率でございますが、24年度は80.2%、前年の23年度が82.4%でありますから、2.2ポイント減少しております。この比率については、基準値が350%でありますから、当然心配するところではありません。

今後とも、厳しい財政事情は続いていくものと考えられますが、健全化に向けて優先と集中による具体的な事業の選別を行い、将来を見据えた効率的な行財政運営を期待するところであります。

総括でも触れておりますが、以下12点ばかり列挙し、申し上げたいと思います。

1、公会計制度により、資産の適正な評価と、より効率的な行財政運営のため、引き続き全町的な習熟を高めていただきたいと思います。作成だけで現実的に神河町一般会計及び特別各会計決算とフィットしていないところを感じております。

2、学校の統廃合に伴って、統合後の跡地利用が課題となっております。一部は活用策が具体化し、進展しつつありますが、広い角度から調査研究し、早期の方向性を保っていただきたいと思います。

3、ロケ地効果を一過性のものにせず、継続的な観光戦略を確立され、地域の自然遺産を広く継続的にPRするとともに、地域の振興発展につながるような形にさらに進めていただくことを望みます。

4、町税等滞納整理対策委員会の取り組みについて、24年度には、23年度の終わりがかもしれませんが、債権管理条例ができております。それに基づきまして、税務課を中心にさらに適切な債権の管理、回収に努めていただきたいと思います。公平公正を期するためにも大切な債権管理と考えます。

5、重要課題については、当該課のみで抱え込まずに、政策調整会議の機能を活用し、速やかな解決をとるスタンスを継続していただきたいと思います。

6、前年に引き続きであります。川崎住宅問題の早期解決を図っていただきたいと思います。

7、ヨーデルの森、グリーンエコー笠形、新田ふるさと村、峰山高原ホテルリラクシア、モンテ・ローザ、こっとな亭、神崎フードなど、指定管理者制度などに基づき管理運営を委ねております資産でございますが、改善が図られておりますところもありますが、また大変厳しい経営の先も見られます。委託先のマネジメントを注視するスタンスを強化いただくとともに、設置者としての責任を果たしていただきたいと思います。

8、公金並びに職員が業務にかかわる金銭の授受について、補助金などで運営する公的組織は、各種団体会計処理要綱に基づき、引き続き適正な事務遂行を努めていただきたいと思います。

9、例年申し上げておりますが、公金の賦課、徴収を怠る事実が生じることのないように、また町の財産管理を怠る事実が生じないように、各課十分に認識をいただくことを再度期待したいと思います。

10、昨年度から町内財産区事務局は町職員2名体制で進められており、評価するところであります。各財産区は、それぞれ独立の議会を持ち、会計処理をしているものの、広い意味では同じ町内財産の管理、運用と考えます。障壁も多いと考えられますが、同じ尺度で事務局一元化に向けて、継続的な検討をしていただきたいと思います。

11、前期、町内でも児童虐待育児事象が発生していると聞きました。他市町村で報道されるほどの大きな問題ではないと考えますが、各課、関係先、学校との連携を強め、隠蔽などの起こらぬように、引き続き対策の強化をしていただきたいと思います。

12、先ほども触れましたが、各部署の文書管理について保存管理のシステムを導入されておりますが、さらに適正な管理を改めて徹底していただきたいと思います。

次に、企業会計を採用しております下水道、水道、特に公立神崎総合病院について触れたいと思います。特にその3事業は、経営収支について当然マネジメント、スタンスというものを持ち合わせていただかなければなりません。

病院会計であります。24年度収支において経常利益の段階でマイナスの1億円余りとなりました。その内容を見ますと、給与費20億3,472万9,000円で、前年比1億743万2,000円増加しております。先ほども説明があったところでありますが、医師プラス4名、看護師プラス6名、事務職プラス6名、労務員プラス7名の

確保がその要因であります。自治体病院として医師の確保、看護体制の確立から人員の確保は当然やむを得ませんが、先ほども申しましたように、損益収支において1億円のマイナスが生じております。

御存じのとおり、薬局の関係で期中に特別の利益3億7,500万がありますから、最終的には黒字決算、そしてまた補填財源も3億円近くになっておりますが、収支改善マネジメントは引き続き努力いただきたいと思います。

また、期末の資産計上において固定資産、投資勘定においてゴルフ会員権評価は従来より高く、実態に合っていないと申し上げておりますが、ほかにも実は電話施設利用分担金22万4,000円、わずかな金額であります。計上なされております。つまり、これは農協の有線放送電話に該当するものであります。とくに撤去済みでありますから、この計上は適切か否か再度検討をいただきたいと思います。

また、別の角度から少し申し上げたいと思います。

地籍課について。地籍課の事業については、聞き取りであります。近隣市町の状況からすると断トツに効率よく進められているとのこと。16%の進捗状況あります。県下の平均22%からすれば若干低いものの、姫路土地改良区管内で一番大きい事業実績で進められているとのこと、目立たない事業であります。確実な取り組みに対して評価したいところと考えます。

また、給食センターにつきましても、神河町地産給食生産者連絡会を通じて、地産地消のウエートがふえているとございます。町内児童の食育にも大きく影響することでありまして、いい傾向というふうに考えております。

現在のごみ処理施設を考慮し、住民生活課のごみ減量対策の取り組みが進められております。木製コンポスト、電動乾燥型コンポスト、あるいは電動バイオ型コンポストなどの検討、試験的なモニターを依頼し、その結果が良好であればモデル地区の設定をするなど、具体的な取り組みが進められております。これも大きな印象として残りました。

先ほども申し上げております税等の滞納、未収についてであります。24年度も多くの不納欠損処理が行われております。いつも申し上げておりますところですが、安易な欠損処理は公平公正さに欠けることでもあります。引き続き慎重な対応を望みたいと思います。債権管理条例がつくられ、今後は有効に機能するものと考えております。

保存文書について。何度も言いまして申しわけないと思うところではありますが、病院のカルテの誤った処理につき、担当部署のみで隠蔽することなく、適切かつ速やかに対応しており、その姿勢は非常に大切と考えております。改めて各課取り組みの姿勢を徹底されることを望みます。

以上、まとまりのない列記となりましたが、口頭での監査報告とさせていただきたいと思います。

なお、最後に町の代表監査委員として一言申し上げさせていただくお時間をお許しいただきたいと思っております。

長年にわたり、浅学非才の私を代表監査委員として務めさせていただきました。まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。

その間に、兵庫県町監査委員協議会研修、全国町村監査委員研修など多くの研修会に参加させていただきました。そして、その関係で知識もたくさんと習得することができましたし、多くの知己を得ることができました。まことにありがとうございます。

御承知のとおり、監査委員の役割と責任は年々大きくなってきております。それらはまた、上記の研修からも実感いたしているところでございます。その認識は、また議会の先生方とも共有したいと思っておりますが、その関係からも、議会選出の監査委員任期が2年となっております。ちょうど立石議会選出監査委員は、今回4年就任をいただきました。今申し上げましたように、その責任と役割は同じと考えております。

議会におかれましても、引き続き選出議員の任期が4年となりますようにお考えをいただき、県下でもいち早く御理解をいただければと思っております。そして、代表監査委員とともに、その役割を務めることができればと切に考えております。まことに勝手なことを最後に申し上げましたが、御理解を賜りますように、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） どうもありがとうございました。

代表監査委員の決算審査報告書が終わりました。

それでは、ただいまより審査報告に対する質疑を受けますが、監査委員の日程の都合上、本日のみ出席いただくことになっておりますので、御了承願います。

質疑のある方、どうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、これをもって審査報告に対する質疑は終了しました。

なお、先ほど代表監査委員から議会選出の監査委員の任期を4年間にすべきとの要請、希望がございました。真摯に受けとめて、議会運営委員会を通じて議論を今後させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上13件の決算の質疑については第4日目に行い、本日は説明のみにとどめます。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月6日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時53分延会
